

平成28年第3回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成28年6月10日(金曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	渡 辺 幸 雄 君	2番	金 成 英 起 君
4番	緑 川 富 士 男 君	5番	江 田 文 男 君
6番	笹 島 亮 二 君	7番	水 野 秀 一 君
8番	田 中 重 忠 君	9番	上 野 信 直 君
10番	角 田 勝 君	11番	久 保 木 芳 夫 君
12番	円 谷 忠 吉 君		

欠席議員(1名)

3番 須 藤 浩 二 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	須 藤 一 夫 君	副 町 長	大 谷 修 治 君
教 育 長	内 田 賢 寿 君	総 務 課 長	久 保 木 正 信 君
会 計 管 理 者	八 代 敏 彦 君	建 設 水 道 課 長	江 田 豊 寿 君
税 務 課 長	菊 池 三 重 子 君	住 民 課 長	坂 本 高 志 君
保 健 福 祉 課 長	須 藤 寿 行 君	農 政 商 工 課 長	岡 部 真 君
学 校 教 育 課 長 兼 社 会 教 育 課 長	小 針 紀 喜 君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 岡 部 栄 也 局長補佐 生 田 目 源 寿

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、3番、須藤浩二君より、病気のため会議を欠席する旨の連絡を受けております。

ここで、暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告表のとおり、5人で24項目であります。3番、須藤浩二君から、入院加療のため本定例会についてはやむを得ず欠席をすとの届け出がありました。

つきましては、3番、須藤浩二君からの通告のあった一般質問については、会議規則第61条第4項の規定によりその効力を失い、質問者を4人とすることとなりますのでお知らせいたします。

次に、一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

○議会事務局長（岡部栄也君） それでは、同趣旨扱いを報告いたします。

通告表をごらんをいただきたいと思います。

まず、質問順1、5番、江田文男議員の（3）花火の里ニュータウン被災者に限定した特別分譲が始まって3カ月過ぎたが販売状況はと、質問順5、9番、上野信直議員の（4）花火の里ニュータウン特別販売に対する被災者からの反応と今後の対応はが同趣旨扱い。

次に、質問順2、8番、田中重忠議員の(3) こども園建設事業についてと、質問順4、10番、角田勝議員の(1) 幼保一体化建物建設に町内の地元企業が入れるようにすべき、又、私達が求めた見直しはどうになりましたかが同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長(円谷忠吉君) あらかじめ申し上げます。一般質問は多くの方から通告されており、昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては特に前置きを短く、さらには明瞭かつ簡潔に行い、効率的な議会運営にご協力をいただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、5番、江田文男君、(1) 初めて18歳選挙権が適用される選挙の実施に向けた準備は大丈夫かの質問を許します。

5番、江田文男君。

[5番 江田文男君起立]

○5番(江田文男君) それでは、質問いたします。

初めて18歳選挙権が適用される選挙の実施に向けた準備は大丈夫かについてお伺いいたします。

今回、初となる国政選挙で初めて選挙権年齢を18歳以上に引き下げて実施する選挙が、7月10日が投開票日となると思います。選挙準備は大丈夫でしょうか。若者の周知徹底には、県と市町村選管の十分な連携をとることが大事だと思います。

私は、最近町内に住んでいる18歳、19歳の若者に選挙の話をしたら、全くわからず無関心でびっくりいたしました。これでは、若者の投票率は上ることはないと思います。

そこで、本町はどのような18歳選挙権について広報したのか。また、本町には18歳、19歳の選挙人は何人いるのか。18歳、19歳も選挙立会人ができるのか、お伺いいたします。

○議長(円谷忠吉君) 町長、須藤一夫君。

○町長(須藤一夫君) 選挙管理委員会への答弁を求めておりますので、管理委員長出席しておりませんから、書記長より答弁をいたします。

○議長(円谷忠吉君) 総務課長、久保木正信君。

○総務課長(久保木正信君) それでは、答弁をさせていただきます。

過日、選挙管理委員会が開催され、協議を行いました。

平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布されました。

新たに選挙権付与されることとなる若者への周知徹底につきましては、県選挙管理委員会と連携をとり万全を期していくとのことです。

なお、本町において、新たに選挙権を付与される方は、18歳が69人、19歳が73人となっており、選挙立会人もできることとなっております。

○議長(円谷忠吉君) 5番、江田文男君。

○5番(江田文男君) 選管と連携をとるとおっしゃいましたね。それで、だから町のほうでは、どのような広報をするのか、まずその1点。いわゆる、本町は本町でやっぱりどのような広報をするのかをはっきりしてい

ただかないとこれは困ります。

あと、18歳、19歳、私、本当に数人、町を歩いている方と直接先週お話をしたんですよ。そしたら、本当に無関心なんですよ。選挙あるんですかとか、そういうのは全然わかりませんか、これは4人中4人もそうだったんですよ。ですから、やはり本町としては広報カーを出すとかいろんなことをしないと、絶対18歳、19歳は投票に行かないと思うんですよ。ですから、やっぱり町としては責任を持って広報をしていただくよう、まずお願いいたします。まず、どのようにするのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） どのような方法で広報するのかというおただしでございませうけれども、本法律、公職選挙法等の一部を改正する法律が6月19日施行になるわけでございますけれども、それに向けまして、一応、町選挙管理委員会としての選挙権年齢が18歳以上になりますという回覧文書を、できれば6月15日に回覧する予定でございます。

それから、参議院議員通常選挙が公示になれば防災無線等でいろいろ周知をするわけですがけれども、その中でも広報したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） そうですね、ぜひお願いをいたします。

それで、18歳が69人、19歳が73人もいるわけですから、一人でも多くの選挙できるように周知徹底をお願いをいたして終わりたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）町民からいただいたこいのぼりはここ数年揚がっていないがその後どうなったの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 町民からいただいたこいのぼりはここ数年揚がっていないがその後どうなったのか、お伺いいたします。

数年前までは、浅川小学校に町民から寄附していただいたこいのぼりを揚げていたが、ここ数年揚がっておりません。なぜ急に揚げなくなったのか。町民の一部から残念の声が出ております。

町民から寄附していただいたからには、私は揚げるには大変苦勞があると思いますが、揚げるべきだと思っております。

今現在、どのように保存して、どこにあるのか。これからもこいのぼりを揚げることはないのか、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 質問の件ですが、学校運営にかかわる問題ですので、教育長よりお答えいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えいたします。

浅川小学校のこいのぼりは、以前、管理棟と校舎をロープでつなぎ飾っていましたが、平成24年に現在の

図書室が完成し、ロープをつなぐ場所もないことから、現在は飾っておりません。

また、こいのぼりについては、選別を行い、古いものは廃棄しましたが、使えるものについては浅川小学校で保管しております。

今後については、さきに答弁したとおり、ロープをつなぐ場所がないことから、こいのぼりを飾ることはできないと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 教育長、まず、揚げるように努力をしなくちゃいけないですよ。あの図書室ぐらいわざと持ってくればいいんですよ。本校というんですか北側にある建物、あれ3階か4階あるんですよ。あそこからは1本引っ張っていたんですよ。引っ張って揚げていたんですよ、あそこから。何も図書室のところからわざと揚げる必要もないんですよ、持ってくるあれはないんですよ、せっかく町民からいただいたものを。これから揚げることもないと言え、もうこれからずっと保存しておくんですか。揚げる場所だって、何もそうなら検討する必要ないでしょう。幼稚園だつてどこだつて揚げることでいいでしょう。

やっぱりせっかく町民から募っていただいたものを揚げないというのは、やっぱりそれはまずいでしょう、だつて。それで、急に揚げなくなったんですもの。だから、ある一部の人から、恐らく寄附した人だと思えます、何で揚げなくなったんだと。この前の運動会のときそうだったんですよ、何で揚げなくなったんですかと。

だから、やっぱり、その揚げる努力が必要ですよ、教育長。何もロープ1本でも2本でも引っ張れるでしょう。そして、何もいただいたものを全部を揚げるということでもないですよ。やっぱり何十本か揚げておけばいいですよ。ぜひお願いいたします。まず、その答えをお聞きいたします。

あと、今現在、そのこいのぼりは何体あるのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） こいのぼりを揚げるための鉄骨が、前、管理棟にあったわけなんです、その鉄骨が取り払われたためにロープを張ることができないということなんです。場所もロープを張りますと、物すごい力がかかりまして、とても普通の棒とかそういうものではもう耐えられません。そういうことで、揚げられないという状況でございます。

それから、現在、こいのぼりは8匹、吹き流し6本が資料室に保管されております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） それでは、町長にもお願いいたします。

せっかく町民からいただいたこいのぼりは、小学校校庭でなくてもどこかに揚げる場所があるはずなんです。やっぱり1年に1回だけ出して揚げるべきではないでしょうか。

ぜひ、検討というか、揚げる方向でやってください。お願いします。何も小学校に限らず、町長、答えお願いいたします。やれないか、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） ちょっと答弁余計になりますが、あのこいのぼりを揚げることは、私がお願いして、私が町民の皆さん方に3年かかって寄贈いただきました。

当時は、県内も至るところでこいのぼりがあって、私が一番最たる好ましく思ったのは須賀川の釈迦堂川のこいのぼりを、元気に何本でも揚がる姿が何ともうらやましい思いがあって、5月に当たった青空の中で私どもの小学校の子供たちにも元気を与えたえようということで始めて、3年か4年揚げたと思います。

大変、今議員が言うように、町民の皆さんに好評でした。小さな子供をわざわざ学校の校庭まで連れて行って、そして歓声を上げて喜んだよという、それは全く事実なんです。

ただ、いただいたこいのぼりはほとんど新しいものではなくて、みんな使って終わって保存しておいたものを何でもいいからくださいということで、あれほどいっぱいいただいたんですが、やっぱり傷みがひどいものは当然学校で処理したんだと思うんです。

したがって、管理棟もなくなって、いわゆるロープのつり場がないということで、その段階も、じゃ、次にどういうふうになれば揚げられるんだというようなことを考えて、いわゆる建設業者等々に、こいのぼりの活用しているところの強さとかいろいろあって、とてもじゃないが、当たり前のポールではどちらも飛ばされてしまうということで、やるのは物すごい支柱等々を建ててやらないとだめですよというようなこともあって、そしてあの震災もかかわったりして、結果的にはやめざるを得なかったと。今の学校の構造の状況の中ではちょっと無理だなと。

今、議員が言われたように、揚げよう、揚げる方法を考えろというならば、私は各家庭で揚げているような1本ざおの中に揚げざるを得ないかなと。そういう方法なら、これは幼稚園でも、あるいは保育所でも、学校でも、家庭で揚げているようなこいのぼりの1本ざおであれば、校庭の絡まない場所を選んでという方法はあろうと思います。

こいのぼりも年々再三新しい図柄に変わったりいろいろ変わっていますので、その辺もいろいろ検討しながら、学校の現場とも話しながら検討を加えていきたいなということ。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）花火の里ニュータウン被災者に限定した特別分譲が始まって3カ月過ぎたが販売状況はの質問を許します。

5番、江田文男君。

〔5番 江田文男君起立〕

○5番（江田文男君） 花火の里ニュータウン被災者に限定した特別分譲が始まって3カ月過ぎたが販売状況はについてお伺いいたします。

被災者に限定したニュータウン分譲価格50%割引の販売状況はその後どうなっているのか。販売できたのか、また、問い合わせや照会等は何件あったのか、販売PRはどのように行ったのか、特別分譲はいつまで続けるのか、今後の販売方針はどうするのか、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、9番、上野信直君、（4）花火の里ニュータウン特別販売に対する被災者からの反応と今後の対応はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 私は、震災の翌年の平成24年6月議会で、大震災原発事故被災者の支援のために花火の里ニュータウンを特別価格で分譲してはどうかと提案をしました。今から4年前であります。

以後、棚倉町の実施状況を調べて照会するなどしながら何度も繰り返し申し上げてきました。そして、やっとニュータウンの被災者特別分譲がことしの2月1日から始まりました。

そこで、4点お伺いをします。

1点目です。

特別販売を始めてからの問い合わせ、現地見学、販売の件数は何件なのか伺います。

2点目です。

これまでこの特別分譲について、被災者に対し、どのような案内あるいはPRをしたのか伺いたいと思います。

3点目です。

町の案内あるいはPRは、被災者に届いているとお考えなのかどうか伺います。

4点目です。

特別販売が実を結ぶためには、今後、どのような取り組みを行う考えなのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

初めに、5番議員にお答えをいたしたいと思います。

特別分譲販売については、現在のところ販売実績はありません。被災者向けの分譲であり、関係機関と連携を図るなど、平成29年4月末日まで現状の販売活動を進めたいと思っております。

次に、9番、上野議員にお答えをいたします。

1点目につきましては、江田議員に答弁したのと同様でございます。

2点目につきましては、さきの議会で申し上げた経過で本日に至っております。

3点目につきましては、不特定多数でございますので、確認は困難ですが、届いているものと理解はいたしております。

4点目については、江田議員にお答えしたのと同様でございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 販売件数はゼロ件、本当に寂しいものですね。でも、この特別分譲は29年4月まで続けるということです。

今現在、1件も問い合わせとかそういうのがなければ、恐らく29年4月までないのかなと思いますが、やっぱりそれなりの努力はしなければなりません。やっぱり販売するには、町長が先頭に立って、やっぱり現地に行ったり、さまざまのところに行って、パンフレットを持っていくのが私はいいいのかなと思っております。

今後は、当然町長だけでなく、やっぱり町民一丸となって売らなければ、やはり町の財産ですからいろいろな面で困るわけでございます。ぜひ、町長、もう一度トップ営業マンとして、やっぱり思い切り県庁あるいは東京、さまざまのところパンフレットを持って、何がなんでも29年4月までに1戸売するような態勢を整

えてください。ぜひお願いいたします。

それと、もし29年4月までゼロであれば、やはり町長、もっともって値段を下げて、思い切り販売できるような価格でなければ私はだめだと思います。そこら辺の度胸を持ってお願いいたします。

一言だけお伺いして終わりにいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 目立たないですね、実績が上がらないから。しかし、それなりにパンフレットを持って、私は私なりに、頭から離れないでやっているんですが、結果は出ないというのは現実ですね。

なお、これほどやはり震災に遭って、住む場所がなくて、そして住みたいところは土地が高騰して、にもかかわらず、福島県で言えばいわき地区に集中してしまう。こちらには安い土地がありますと言っても、それはなかなか浸透していかないというその難しさがあるということが一つ。

それから、その被災地に行くと、これはかなり抵抗があります。というのは、やはり町村長会議等々で浜通りとかみんな県下一緒になって、いろんな私的な話を交えてするんですが、片や全町民が戻っていただきたい、戻るのだと言っている中で、あなたの町は戻らないからうちの町に来たらいいでしょうとはなかなか言えないのですね、そうはつきりとは。ですから、住む場所がよければ、こういうところもあるよという事は言っていますが、なかなかその辺の難しさというのは何とも言えないその複雑な思いがありますが、なお、機会あるときには私は努力してまいりたいなと思っています。

それから、価格の値引きについては、これから再検討、再検討を慎重にやらないとなかなかうまくいかないなというふうに思っていますが、意見としては頭にとどめておきたいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目ですが、私がお尋ねをしたのは、問い合わせ、現地見学、販売の件数はそれぞれ何件なのかということでありました。

江田議員に対する答弁は、売れたのは1件もなかったということで、私はそのほかにも問い合わせ、現地見学についても聞いております。この部分に対して答弁がありませんでしたので、その点についてお答えを願いたいというふうに思います。

2点目です。

これまでこの特別分譲について、被災者に対しどのような案内あるいはPRをしたのかというお尋ねでした。ところが、前の会議で申し上げたとおりですということで、何か木で鼻をくくったような答弁でありましたが、もっと具体的に答弁してください。

私が記憶をしているのは、町のホームページに載せるということがメインだったというふうに思うんです。ただ、町のホームページに載せて、被災者の方がどれだけ浅川町のホームページを開いて見るのか、認知するのかといったら、ほとんどないんじゃないかと思うんですね。私はそう思います。浅川町でせっかくこういうことをやっていますよというのをホームページに載せようとしたって、ほとんどの被災者のところには届かない。まず、パソコンをいじる習慣のない比較的高齢の方もたくさんいらっしゃるだろうし、あるいは、パソコンをいじる方であっても、そもそも浅川町に対して何らの興味も持たないという方も大勢いらっしゃると思うんですね。そういう方は、浅川町でこういうことをやっているというのをホームページに載せたとしたって、

見る機会もない。それが実態ではないかというふうに思うんですね。

この点を私は改善する必要があるというふうに思うんですが、それはそれとして、どういう案内、PRを被災者に向けてやっているのか、再度明確にお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、3点目です。

これは今申し上げましたように、私はほとんど被災者に町のこの特別分譲について届いていないんじゃないかというふうに思うんですけれども、町長は、届いているんじゃないかというふうにお答えをされました。なぜそのようにお考えになるのか、その理由を伺いたいというふうに思います。

4点目です。

特別販売が実を結ぶためにどうするかということについては、関係機関と連携を図って販売に努力すると、このようなお答えでした。

これは、特別分譲に取り組む以前からもニュータウンの分譲に関しては再三言われていたことなんですね、関係機関と連携をとりながら努力すると。同じような答弁であります。

これでは実際には進まないだろうと。やはり、問題がどこにあるのかを明確にして、それを克服する取り組みをしなければならぬんじゃないかというふうに思うんですが、その点を改めて伺いをします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それでは、お答えをいたします。

まず初めの1点目、問い合わせ、現地見学等のその件数等ですが、町長答弁にもありましたように、現在までのところ問い合わせ等はございません。現地見学も実施しておりません。先週、窓口に花火の里ニュータウンについての問い合わせということで1名の方が見えられましたが、個別的な町外、町内、名前とか聞くことはできませんでしたが、先週1名の方が見えたという状況はございます。

次の2点目、これまでどのようなPRをしたかということですが、確かにホームページには掲載をしております。3月議会でも説明をしましたように、県の避難者支援課、こちらに花火の里ニュータウンの分譲の資料を送付しております。

この福島県避難者支援課というところですが、支援課においては、避難者のサポート体制を充実していますということで、関東及び山形、新潟県に避難されている方々を対象に、戸別訪問や相談等を行うという対策を講じております。

これらの県の対応ですが、5月に報道されています被災者向けの新聞等にも掲載されておりますが、県のその対応としまして、避難されている皆様の生活再建に向けた取り組みということで、仮設住宅にお住まいの皆様には戸別訪問を実施しますということで、先月5月中旬から電話等により調整を図りながら、具体的に避難先の個別相談を県のほうでは対応しているということで、県のそういった対応している課に町の特別分譲の資料を配布しておりますので、今後、県のほうで戸別訪問をする際に、そういった町の特別分譲がありますよということを相談の1件として対応していただけるのかなというふうに考えております。

また、県のほうで調査しています、ことしの3月現在で県内・県外に分譲が決まっていない世帯が4,200世帯ほどあるということで、こういった方々にさまざまな相談の中において、浅川町のその特別分譲について提案されて、それが希望される方については、今後、問い合わせ等があるのかなというふうなことで、それらに

ついて期待をしているところでございます。

3番のPRは被災者に届いているのかということですが、町長答弁にもありましたように、さまざまな角度、3月議会でも説明をしましたが、新聞報道、町長のトップセールスと。また、5月の連休については、関係者も各種イベントにおいてパンフレット配布等をしております。そういった取り組みをしている中において、少しずつ浸透はしているものというふうに捉えているところでございます。

4番のどのような取り組みを行うのかということですが、今現在申し上げましたように、県の避難者支援課でそういった取り組みで、個別に具体的に組みんでいくと、相談をしますということですので、この取り扱いについて、経過を十分に県と連携をとりながら、情報を収集しながら、必要があればそのようなパンフレットを送付するなど、さまざまな方法に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） あらかたわかりました。

問い合わせという窓口に来た方が、1人というか1組というかわかりませんが、1件あったということですね。これは特別分譲に関しての問い合わせだったのでしょうか、その点を再度確認させていただきたいと思っております。

それから、これからの取り組みということですが、今までやってきたのがホームページに掲載すること、それから、県の避難者支援課に対して資料を持って行って、避難者の方でこういう要望があった際にはぜひこの資料をお渡ししたいというお願いをして資料をお渡ししたということがメインだと。これからは県と連携をしながらやっていくと、こういうことだというふうに思います。

この2月に販売を開始して来年の3月いっぱいまでやるわけですが、1年のもう4カ月が過ぎたわけですね。2、3、4、5、4カ月、3分の1が過ぎてこういう状況であります。やはりもっとスピードアップを図る必要があるんじゃないかというふうに思うんですね。

ですから、今おっしゃった県との連携強化、これは本当に真剣に取り組んでいただきたい。資料を持っていったから県のほうでうまくやってくれるんじゃないかということではだめだと思うんですね。やはりどういう状況で、何件ぐらいの方にお渡しをいただいたのかとか、本当に持っていった資料が活用されているのかどうか、そういうのを確認をして、やはり進める必要があると思います。残りはもう8カ月ありません。7カ月ちょっとですから、これはぜひ力を入れて取り組んでいただきたい。

とにかくこの特別分譲に関しては、私が申し上げてからもう4年もたって、やっと始まったという状況なんですね。町民の中からは、こういう特別分譲をやるんだしたら、もっと早くやるべきだったという声がたくさん出ております。行政は腰が重い、こういう声です。

特別分譲を始めてからも腰が重いでは、これは困りますから、本当に残り限られた期間でありますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思うんですね。町長、認識を伺っておきます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） スピードアップをして、県内によくといいますか、この県そのものも極めて動きは悪いですから。だから私どもも当たるところがないというか、お願いすれば、はいとは言うんですが、現実

とおりにいくかという、それはちょっとクエスチョンなんだと思うんですが、私そう思っているんです。

ですが、そうばかりは言ってもらえないので、ぜひいろんな機関にお願いして、それから、今、課長からもあったように、イベント中には、東京のほうにもパンフレットを持って行って、2日間にわたってチラシを配りながらやった。しかし、その成果もなかなか出てこない。どうしても至難のわざかな、考えれば。ですが、スピードアップすることはいいんですが、じゃ、なぜ特別販売4年もかかったんだということなんですが、いわゆる震災の状況がその方向づけとして、あの混乱の中で定まらない、そういう時期もありましたね、23、24、25年と。だから、そういう中で、いよいよ被災者等々が区別がついたり、あるいは住宅に対する賠償金の問題が、財物賠償の問題が出たりということ、であれば、住むところがないならばうちの分譲地はどうだということが始まったので、地域、周りの環境から判断すれば、遅きではないだろうというふうに私は思っているんです。しかし、これから、じゃ、期間内に販売できるのかという、私は販売できますとはとてもじゃないが断言はできません。

したがって、これがなかった、この期間が終わった後にどうするか。それは議員の皆さん方の知恵を拝借したいと思っているんです。どういうふうにするかいいんだ、この執行当局じゃなくて、じゃ、どうすればいいんだ、どうやれば売れるんだ、そしてどうやれば現在住んでいる皆さん方にも快い合意形成ができるのか、この辺にも大きなネックがありまして、ここを私はクリアすることは大変だなという思いでいますが、努力を惜しむつもりは全くありませんで、あらゆる機会を通じて、町は職員を挙げてやっていきたいなというふうに思っていますので、ひとつご協力をお願い申し上げたいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 先週お見えになったお問い合わせ等についてですけれども、特別分譲販売についての問い合わせではなかったというふうに報告を受けました。

また、来庁された時点で、特別分譲販売についてのパンフレット等はいつでもお渡しはするようにいたしました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、8番、田中重忠君、（1）里白石小学校、山白石小学校の統合についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 里白石小学校、山白石小学校の統合について質問をいたします。

これまで、この議会で何度か取り上げてきました里白石小学校、山白石小学校、浅川小学校の統合問題については、平成27年9月議会で、町長は、学校全体で保護者の皆様の合意形成、地域住民皆さんの合意が得られれば統合について検討します。また、福貴作地区の保護者からは要望書をいただいておりますが、里白石地区からは出ていません。なぜかという、統合についてまとまっていないからです。さらには、両校一緒に統合というのは、私は今の状況の中では極めて難しいと思っています。よそはよそです。浅川町には浅川町の状況がありますから、よその状況をよく理解し合いながら進めていくのは、行政の責任だと思います、などと答弁をしていますが、こうした町長の答弁、考え方は、地元住民を初め、圧倒的多数町民の統合の意思を無視した驚

くべき答弁であろうかと思っております。

先の見通しは立っておりません。言いかえれば、統合よりも跡地の利用の問題が重要な思いです。重要な重大な問題と受けとめておきたいと申し上げました。このような答弁もしております。

今、郡内の石川町、古殿町、玉川村、平田村などは既に統合を終えています。地元住民を初め浅川町民の大多数が、町内3小学校の統合を強く望んでいるのに、いまだ統合を理解できていないのは、須藤町長とほんの少数の町民の方々だけかと思えます。町長は、町民の声に真摯に耳を傾け、町民の声を尊重し、3校の統合を早急に実現すべきであります。

また、地元の合意と理解が得られていないという町長の見解、判断は、町民の考えと全く相反しており、多くの町民は、現在の浅川町政が須藤町長と少数職員の限られた考えで進められていることに大きな不満と疑問を感じております。

次の点についてお聞きいたします。

1つ、町長は、統合に向け積極的に責任を果たすべきではないか。

2つ目に、町長は、地元の住民代表、学校代表、父兄代表、町議会、教育委員会と統合について協議し、統合の賛否を確認すべきではないか。

3つ目に、平成29年度中に、町内3校の統合を実現すべきではないか。

以上、お答えいただきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目、2点目の問題については、以前の議会でも申し上げましたが、保護者、地域住民の皆様方の合意形成と地域の盛り上がりが必要だと思っておりますので、現在のところ賛否の確認は考えておりません。

3点目につきましては、保護者や地域住民の皆様方の合意形成が得られた場合には考えたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町長、この前もそうですが、町長は地元の盛り上がり的大事だということをおっしゃっている。じゃ、誰がこれは確認をするんですか。これは、地元の統合についての考え方を確認されるのは町、町長の仕事なんです。ところが、町長は全然そのことをやらないで、地元が盛り上げていないということを理由にこの統合に全く進んでいないわけです。

今、町長、里白石小学校、山白石小学校、全校で何人だと思えますか。26人なんです。26人の子供たちが複式学級で、後ろ前、向きをかえて授業をやっているそうした光景を思い浮かべてください。こういう状況で、果たして子供たちのための教育がしっかりやれると町長はお考えなんでしょうか。

恐らく、この地元の町民の皆さん、関係者にお聞きすれば、恐らく現段階で統合に反対だというふうにおっしゃる方は本当に少数だと思います。ほとんどの方は統合ということ望んでいるわけですから。

そして、町長、この前の議会での答弁で、結局、統合よりも跡地の利用の問題が重要な思いですから、重大な問題と受けとめておきたい。跡地の問題は小学校の統合とは関係ないんですよ、町長。まず統合をすることが子供たちのためになるのかならないのか、この点にしっかりと判断をされるのが最優先です。そし

て、統合が済んであいた学校をどうするかということについては、それは早急にやっぱり取り組むしかありません。

今、棚倉高校もこれ何年、3年かそこら辺ですか、まだあいています。あれだって、棚倉高校のあいた校舎をどうするかということを決めてから統合したのではないんですね。だから、まず子供たちのことを考えてこの統合の問題を進めてください。

それで、この地元の皆さんと協議して賛否を確認するつもりはありませんと町長言いましたね。これは確認してください。確認しないで町長の意見だけで統合が進まないというのは、町民にとっては非常にこれは不幸なことなんです。ぜひひとつ、平成29年度中に町内3校の統合を実現するような方向に頑張ってくださいと思います。

町内、石川郡内どこの町村も全て統合は終わっているんです。その点を再度ご答弁いただきたいと思います。

それから、参考に、教育長に、現在の里白石小学校、山白石小学校の各学年何名ずついるのか、参考までにお聞かせいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） どこで確認して何をやっているんだと言うんですが、議員はどこからどういう話を聞いてそういう話をしているのか私はわかりませんが、私は保護者とか地域のいろんな意見を聞いているんです。賛否両論です。全くだめな方もいます。ですから、私は地域の皆さん方の声を尊重してと言っているんですね。

それから、統合しないのは、町長と一部の職員のごく一部でその統合をしないと。全くもってとんでもない指摘でありまして、そんな意識は私は全く当たりませんし、お答えするつもりもありませんけれども、そういうことはないということだけははっきりと申し上げておきたいと思います。

あとは、残余は教育長に答えさせます。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） お答えします。

里白石小学校ですが、1年生2名、2年生2名、3年生2名、4年生7名、5年生7名、6年生6名、計26名です。

山白石小学校、1年生4名、2年生3名、3年生2名、4年生5名、5年生8名、6年生4名、計26名です。以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） あのですね、町長、町長は地元の意見を聞いているんだと。それで、統合について反対している人が相当いる、このような答弁していますね。

町長、どういう席で、どういう形で聞いていらしたんですか、そこを説明してください。そんな個人的に座談会とか何かやっているところで聞くのではなく、だから私は確認してほしいと言ったのは、地元にはやはりアンケートでも何でも出して確認してみてください。今町長が言ったとおりの反対者が多いんだということになるかどうか。そんなことならないと思いますよ。だから、私はさっき町長と少数の職員だけでしょうと、そう考えている。多くの地元の方々にはぜひ統合して。だって、町長この前答弁してもそうです。福貴作地区の住民

からは統合してほしいという、そういう要望が出ていると。そうすると、福貴作の人たちは賛成だけれども、里白石の地元の方々の中の多数の皆さんが反対だと言っているんですか。だから、一度正式な形でアンケートでも座談会でも何でもいいですから、きちっとした正式な形で聞いてください。いろんな反省会とかお酒飲み会とか、そういうところで町長の本当の周りの一部の人たちから聞くんじゃなくて、全体からきちっと公に聞いてください。その点、再度ご答弁いただきたいと思います。

それから、私これ申し上げましたが、今、教育長のほうから答弁ありましたけれども、里白石小学校について言えば、1学年が2人、2学年2人、3学年2人、4学年7人、5学年7人、6学年6人、これ3年間のうちに20人いなくなるんですよ、3年間で。今のところ大体毎年1人から2人なんです、入学しているの。あっという間に10人ぐらいになってしまうんですよ。だから、地元の人たちは反対していないですよ、今、これ。地元の人わかりますか、3年もたてば10人からそこらしか生徒がいなくなっちゃう。そのこと、現状をどういうふうに考えておられるのか。

もしあれでしたら、これは提案なんですけれども、本議会に里白石小学校、山白石小学校の複式学級の授業の状態を視察に行きませんか、議員の皆さんと町長とで。そして、見て、ああなるほど、これはいい状態だと、これは我慢できると、そういうふうに認識されるんですしたらそのまま行っていいと思います、その点も。

3点ですか、町長、お答えください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 前にも申し上げましたように、受け入れ態勢は完璧だと私議会で申し上げているんです。ほかの町村のように新しい校舎をつくったり改造をしたりしなくても、里小も山小も現在の浅川小学校にすぐにも、児童はいつでも受け入れは可能ですよと。ですから、統合はいつでもできますよということを方針にしてお話をしているんです。ですから、それがいいとか悪いとかじゃないんです。

それから、もう一つ、人数だけたとえて、統合だ、合併だと言っていますが、そんな単純なもので統合・合併できるような状況ではないという点から私は大変だと言っているんですよ。

学校の授業参観に行っ、複式だから、その判断を見たら、じゃ、統合か統合じゃないかはっきりわかるべと。そんな単純ならとっくにできる話であって、そんなものではないんです。じゃ、学校の私が教育の当事者ではありませんから詳しいことはわかりませんが、少人数ならば全くで、大学級なら子供の成績は全くいいのかとか、全く別な次元の話であって、私は統合になると全く二の足を踏んで反対などはいたしておりませんし、ごく一部の職員とあなたが決めているんだなどという意識は、全くもって的外れの指摘であって、全く違いますから、そういうことは。だから、そういうのは、本来であれば私は議長にお願いして、発言の取り消しをお願いしたいぐらいですが、ここは控えておきます。

だから、そういうことで、まず、その学級編制等々で専門的なお話が必要だというならば、教育長がお答えをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、内田賢寿君。

○教育長（内田賢寿君） 教育の質につきましているいろいろと問い合わせのところでございますが、複式学級におきましては、確かに人数、そういう少ないということで行っておりますが、この複式の指導におきましては、福島県におきましては、多くの実績と経験と、そして成果を上げております。

そういう中で、教職員が非常に工夫しながら、苦勞しながら、教育の質の向上のために取り組みをして、いろいろと研究し成果を上げている現状であります。

大きな学校でもまた同じでございます、大きい学校でもやはりそういう教育の質の向上ということでは、教材研究から、それから子供たちの要するに状況などを、やはりその都度よく調べながら、その子供たちに合った教育をいかに展開していくかという、これは大変難しいところですが、研究して実施しているところでございます。

○8番（田中重忠君） 統合について聞いているんだから。

○議長（円谷忠吉君） いや、答弁しているでしょ、だから。それに対して。

○8番（田中重忠君） 複式学級について今解説しているんですね。そうではなくて、統合について、教育長の立場から意見求めたわけですから。

○教育長（内田賢寿君） 統合につきましては、町長答弁のとおりでございます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）社川、殿川河川の桜の木植樹、伐採についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 社川、殿川の桜の木植樹、伐採についての質問をいたします。

町民有志の方々が自費と在京浅川会からの寄附で社川、殿川河川に植樹した桜の木、ここ3年以内に全て切り倒す事態になっております。前議会で、何とか町のほうから要望し、せつかく植樹した桜の木を守ってほしいとの趣旨で質問をいたしました。

昨年12月議会、町は石川土木事務所と桜の木の管理についてどのような協議をしたのかとの私の質問に、町長は、この件について町は具体的な協議はしておりません。植樹者と県において撤去の協議が調っていることなので、協議すべき事案ではないと判断しました。それなりに対応しますとの答弁は、河川、堤防等に町民から、植栽等の相談があれば河川法の規定に照らし、町も適切に対処する旨の答弁をしました。また、町長は、石川土木事務所とは具体的な協議はしていない。協議すべき事案とは思っていませんと答弁し、浅川町長としての責任を回避した全く無責任な答弁をしております。

町民有志が資材と在京浅川会の協力を得て苦勞して植栽した桜の木、3年以内に伐採しなければならないという事態に対し、町長は何の解決策もとらず、石川土木事務所との協議も何一つ行っておりません。これは浅川町長としての職務怠慢、職務の放棄である。町民として絶対に納得できません。

私は、去る5月28日、県の石川土木事務所に出向き、担当課長に本件についてお話を聞いてまいりました。

石川土木事務所の説明では、石川町、古殿町の場合は、土木事務所に植栽した桜の木の管理については、最終的に町行政が責任を持ちますとの条件を付して申請があり、許可しているとのことでもあります。

浅川町は、町民有志だけの許可願いで、町当局からの許可申請が何もないため許可することができず、植栽した桜の木を3年以内に全て伐採してもらうことになっているとのことでもあります。

浅川町の場合、現行はあくまでも町民有志だけの植栽ですが、町が最終的に責任を持つということで申請すれば許可しますとのことでありました。また、植栽地等の問題については、適時適切に指導をできるということでありました。

要するに、浅川町の場合は、桜の木の植栽を町民有志だけに任せ、町行政が何の関係もしていないことが、3年以内に桜の木を伐採しなければならないことの原因になっております。

町長は、石川土木事務所に、改めて桜の木の植栽について速やかに許可申請をし、許可を受けるべきであります。町が早急に許可を受け、町民有志とともに桜の木の育成、管理を行ってください。

これは、町長と町行政としての当然の責任であります。ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

質問の事例については、今もお話がありましたが、無断で植栽されているものは撤去してもらいたいとの地域からの要望により県が調査した結果、無許可で違法な植栽であり、植栽者と協議の結果、撤去することの合意がなされたものです。町は許可申請できるものでは現時点ではございません。

なお、これは再質問についてお答えをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町長の今の答弁ですと、植えた方々が無断で植えたから伐採してくれという要望が地元からあったんですか。だから、町は申請できない。こういう答弁でしたね。

それは、無断で植えたから伐採してくれという要望は、いつ、地元の何名の方からあったんですか。この点について、1点お聞かせください。

それから、町は在京浅川会から、これは有志の方々みたいな話になっていますけれども、在京浅川会から寄附をいただいたのは、当然、在京浅川会では、町、自分のふるさとにという、そういう思いで基金を、寄附を協力したんだと思うんですよ。その点について、町は在京浅川会の方々に対しては、どのような説明をされているのでしょうか。その点が2点。

私、申し上げましたが、町と町長がきちんとした責任を持つという、そういう申請をしていないから、切っただきます。許可できないんです。これが県の回答ですね。

石川町と古殿町はちゃんとそういう申請があるから、だから許可して植えてもらったんです。なぜ浅川町だけ申請できないんですか、町長。この点をしっかりとお答えください。

今の町長の論法、私に対する答弁ですと、さっきの学校の問題もそうですけれども、これもそうですし、町長、ちょっと難しいやつはみんな、難しい、困難だと言って、理由をつけてやらない。だから、町民の中には、町長は何もやらないと、難しいやつは、そういう声も出ているんですよ。

それはともかくとして、今申し上げた3点についてご答弁をいただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

〔「いや、いや、町長、町長」の声あり〕

○町長（須藤一夫君） 建設水道課長より答えます。

〔「いや、町長ですよ、これは」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それでは、お答えします。

まず、1点目の地元からいつ要望があったのかということで、これらについては事務的なベースでもって、

石川土木事務所とも協議をしました。

その中で、資料を提示した中においては、殿川、社川の堤防に無断で桜が植えられている、撤去してもらいたいという要望が土木事務所に出されたということで、平成25年度から植栽者と協議を進めてきたということでございます。その具体的に撤去してもらいたいという要望が出された日付等については、そこまでは把握はしておりません。

結果、植栽者との協議書が調ったのが、平成27年3月26日付をもちまして、植栽者と県との間で協議書が調いまして、平成29年3月までに撤去するという合意がされたという経過でございます。

2番目の在京会の関係につきましては、そこまで我々も調査、聞き取り等はしていなかったものですから、それらについては把握はしてございません。

協議申請していないということですが、この県の方針の内容に、撤去の理由の一つとして、植栽に対して地元の合意形成が図られていることが条件だということございまして、今説明しましたように、地元から撤去してもらいたいという要望があるという中において、その合意制が図られていないということで、そういった地元のその合意形成なり許可条件等を整えた上で、あくまで県の河川のほうに許可申請ができるものということございまして、まず、申請する前段として、地元の合意形成の整備が必要というふうに判断しております。

古殿・石川については、申請段階において地元の合意制を図った上で県のほうに申請されたものというふうに理解しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 要望、25年に、いわゆる無断で植えているから撤去するという要望が地元からあったと。それは、県の土木事務所へですね。これは、何名の方ですかとお聞きしたんですが、氏名はいいです、何名の方からその申し入れがあったのか、その点について補足説明をお願いします。

それから、これ、29年3月までに伐採するということですから、来年の3月までには全部切ってくださいということですよ。だから、町民の皆さんの声を聞いてください、町長だけじゃなくて、職員の皆さんも。

町民は、せっかく植えたやつを何で伐採するんだと。それから、地元の合意形成ができていないというふうに県の土木事務所からも指摘されたと。なぜ町が合意形成に努力されないんですか。町は何もやらないでしょう、町は何もやっていないですよ。第三者的な他人事のような話しかしていない。

これは、町が積極的に取り組んで、そしてボランティアの皆さんに協力してもらって、そして浅川町名物の河川の桜を実現すべきじゃないですか。もともとの発想が違っているんですよ。それはやっぱり、町が地元の合意形成にも努力していただく、それから、最終的には町が責任を持つということで、それは申請をしてください。これは町民の声ですから。

町は、今度送ってきましたね、町の振興計画の実施計画が。あれにもちゃんと書いてあるでしょう。「笑顔あふれる住みよい町浅川町を目指して、みんなで進める協働自立の町づくり」、こうしたキャッチフレーズとの整合性がなくなっちゃうんじゃないですか。「地域住民による公園の愛護活動を促進し、協働による維持管理体制の充実に努めます」、こういうことを述べています。

ところが、実際に、こうして植栽を皆さん方が苦勞して、みんな自分のお金を出しながら植えてきた。それ

を手続的に問題があるから伐採するように言われた。それをみすみす町は伐採させてしまうんですか。この点について、最後ご答弁いただきます。これについてどういう答弁をするか知りませんが、これは町が責任を持ってやってください。町がこんなことをやらなかったら、町の仕事なくなっちゃうと思いますよ。答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） どういう答弁するかわからないからには答弁しても仕方ないと思っているんですが。
〔「えっ」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。今、町長が答弁しているんだから聞いてください。

○町長（須藤一夫君） 今、議員の質問の中に、どういう答弁するかわからないからという質問がありましたので、どういう答弁するかわからないのに答弁しても仕方ないなと私は思っているんですが。違う、それを私だけ聞いているのではない。そういうことがありました。

ですが、これは、今の時点のことを何で申請、何で切らせるのだという話なんです。私どもは、植栽したその時期さえも、誰がやったかも、町は全く把握していないんです、把握していない。把握していない中で、こういう問題が出てきて、そして切るようになった。そういうお互いの約束もできた。どこで誰が土木事務所と約束したかは、私ども、まだわかっていないんですよ。どういうことで切る過程になったかも、私どもはわかっていないんですよ。最初植えたのも、どういう植え方をしたかもわかっていないんですよ。

ただ、土木事務所と協議すれば許可になるだろうというのは、これから堤防にこういう決まりの中で植えますよということを申請すれば許可をしますよということを言っているのであって、今まで植えたやつにどうこうということを私どもが聞いているわけではないんです。

したがって、極端なことを言うと、堤防ののり面の水位が上がったときに、その木元に物がかかって崩壊するというような植え方があるのはだめだということをお互いに安全確認の約束があって、切ることに私は同意したんだと思うんです。だから、私はそういう同意書も何も知らされておられませんし、どこでいつの時点で土木事務所と同意したかも、まだ私どもは全くタッチしていません。ただ、これから植栽するというのであれば、それは今言われたように、関係機関とは協議をして、そして申請をして、間違いのないような植栽の方法がないものかどうか検討したいと思っています。

なお、今こういうことを話されましたから、議会が終わりましたら土木事務所に、切らないでとめてくれとお話はします。ただ、結果はわかりませんよ。

〔「何て言ったの、もう一回」の声あり〕

○町長（須藤一夫君） 土木事務所に、現在植栽している、皆さんと切る約束をしたと言っていますから、それは約束なんです。だから、それは守らなければならないと思いますが、議会の指摘があったよということで、植えたものは切らないように勘弁してくれとお願いはします。

〔「町が先に」の声あり〕

○町長（須藤一夫君） 結果はわかりません。町は先に言えないんです。植えたこともやったこともわからないんだから。

だから、それは振り返ってやればそういうことになるということであって、現実とは違うということであり

ます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それでは、お答えします。

今ご質問のありました要望は何名かということですが、これは土木事務所に問い合わせた内容で、文言的なその内容は掌握していますけれども、人数等については把握していませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

もう1点の在京浅川会につきましても、これは協議書が調うまでの間、植栽者と県、在京会との関係は、協議は何度かされたということは報告なり説明を受けていますけれども、具体的な内容までは、そこまでは確認はしておりませんので、今ここで申し上げるような資料は持ち合わせておりません。

以上です。

○8番（田中重忠君） 議長、私が質問して答弁漏れしているのは、寄附をもらった在京浅川会にはどのような説明を町としてはしているんですかということをお聞きしているんです。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 町としては、在京浅川会との関係は、連絡等はとっておりません。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）こども園建設事業についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） こども園建設事業について質問をいたします。

こども園建設事業について、次の点についてお聞きいたします。

浅川町こども園施設建設事業は、5月20日、用地造成工事の入札が行われ、いよいよ施設本体工事入札を待つばかりとなりました。

このこども園建設事業では、1つは、他町村同規模施設に比べ約5億円以上も工事の予算が高額なこと。

2つ目です。異常に高額だった用地の買収価格。

3つ目に、施設定員が、当初280人、現在200人、実際の児童数より約90名も多い定員で計画。そのため、ゼロ歳児室2室が最初から空き室になることとなります。

4つ目、不適切と思われる地下埋設型の調整池と、不必要なプレイルーム、園長室と400平方メートルもある広過ぎる遊戯室、また、今回の造成工事を初め、外構工事、備品購入、遊具施設等について、議会で何度求められても、その仕様等の公表を拒み続けております。

また、この事業を進める幼保一体化検討委員会は、町要綱で明確に規定されているにもかかわらず、存在は極めて曖昧で、現時点で幼保一体化検討委員の氏名と約束について全く明らかにされていません。どんな理由で議会と町民に公表できないのでしょうか。

本件幼保一体化施設整備事業については、当初から議会で、私及び9番、10番議員が議会のたびごとに質問し、数々の指摘と提言、批判を繰り返してきましたが、これまでの指摘、提言等に対し、何一つ修正、取り入れることをしておりません。町長は、ただひたすら自分の考えとごく少数の職員とで事業を進める。これまでの経過と町長の議会での答弁に、多くの町民は、町政全般について強い不信感と疑念を抱いております。

次の点についてご答弁をいただきたいと思います。

1つ、外構工事1億2,000万円、購入備品費5,000万円、遊具整備費3,000万円の概略を資料により説明していただきたい。

2、今年度、ゼロ歳児定員24人に対し、実人員は9人です。2室12人分が最初からこの計画では空き室になります。余分な2室分を減らすべきではないか。

3つ目に、園長室、プレイ室、ゼロ歳児2室は不必要ではないか。施設全体を見直し適正な規模に建物を縮小すべきではないか。

4つ目に、幼保一体化施設の整備事業を進める幼保一体化検討委員15名と委員長、副委員長など役職者の名簿を明らかにされたい。

5つ目に、つかみで増額した9,000万円は、どこで何に使うのか説明をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順4、10番、角田勝君、（1）幼保一体化建物建設に町内の地元企業が入れるようにすべき、また、私たちが求めた見直しはどうなりましたかの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 幼保一体化施設の件であります。

これは、幾度かも質問も議会でされたり、町もそれなりに検討をして何回かこの修正をして、ことしの28年2月の協議会が一番新しい資料としては、その面積等についての変更後の面積というようなことで建物やさまざまな点について一覧表も出しました。

私も、将来、やっぱり人口が減るんだと。大幅に減るんですね、この町の資料の推計によっても。そういう状況の中で、やはりこの町に適正なこの将来に向けての施設をつくるべきだろうということで、古殿やその他の施設等も議会等でも見ましたけれども、そういう点をも、ほかの町村の状況をも見ながら検討をしながら、もっと減らすべきだということは、施設としても適正にすべきだと、こういうふうな見直しを求めてまいりました。同時に、用地についてはもう決まったわけでありまして、JT跡地にやるべきだということもあわせて要求してきたわけでありまして、とりわけ間もなく行われるのであろうこの建物の工事ですね、こういうことについて、1つは、地元の企業がこの建設工事に参加できるような、そういう状況というんですか、そういうことを町は真剣になって考えて工夫をしてやるべきだろうと。

これは、前にも町はやったことがありますけれども、共同企業体、JVを組んで、町の建設企業だけではやはりなし得ない技術力や、あるいはさまざまな要件を考えれば、そういう点を補って、いわゆる共同企業体を組んで、そして町の企業も一緒に仕事がやれる、そういうことを考えるべきではないのかということでもあります。同時に、やはりそういうことに対する検討は、本当に真剣に考えて検討をすべきだろうというふうに思うわけでありまして。

2つ目には、この見直しについて、内部の検討、こういうことを、もう最終的な時期であります。そういう中で、もっとも私も要望して、いろいろ具体的に、例えばプレイルームと言われる三角形の部屋というんですか、空間というんですか、そういうところの問題や、あるいは園長室を改めてつくらなくても、ほかの施設でも、いわゆる職員室の中で園長の席をつくりながら、むしろそのほうがいろいろ協議をしていく上に

目に見えてやりいいんだというような声もお聞きしました。園長室をやはりカットすべきだろうということで、規模を縮小すると。あるいは、その後、遊戯室が、いわゆるこれは、総務課長の答弁の中で、防災という点からもそういうことも含めて若干大きくなったというような、そのような趣旨の説明がありましたけれども、それはやはり、防災を含めてもう少し遊戯室はほかの点から考えても狭くする必要がある、狭くてもできると、こういうことを考えますので、検討をする、こういうことが今必要だろうと思います。同時に、駐車場の問題やさまざまな問題も、この際、最終的なものでありますから、見直しを総括的に行って、そしてこの浅川町の状況に合った適正な規模にするということは今求められていると思うのであります、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

質問者8番、質問者10番の議員にお答えします。

こども園建設事業については、幼保一体化建物建設に町内の地元企業が入れるようにすべき、また、私たちが求めた見直しはどうなりましたかという、8番、10番議員に対しまして、まず初めに、8番議員にお答えします。

1点目、これまでも協議会等で説明しておりますが、外構工事では門扉、フェンスの設置などがあります。備品購入費はカーテン、ブラインド、調理機器など、遊具については、一般的に今の幼稚園、保育所で設置されている遊具類になるかと考えております。

2点目、3点目について、入所児数については、毎年増減があります。部屋数については、全員協議会で示した案で進めており、減室も縮小も考えておりません。

4点目、会長は副町長、副会長は民生児童委員長、委員は浅川幼稚園保護者3名、浅川町保育所保護者3名、山白石保育所の保護者2名、行政区長会長、婦人会長、町連合PTA会長、教育長、幼稚園長、各保育所長の計17名の役職の方であります。

5点目、単独工事が発生することも想定し、予算を計上しております。

次に、10番議員にお答えします。

1点目は、指名に関することですので、指名委員会会長、副町長から答弁をいたします。

2点目は、8番、田中議員に答弁したとおり、全員協議会で示した案で進めており、減室も縮小も考えてはおりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 角田議員への1点目でございますけれども、建物建設に共同企業体などにより町内業者が仕事ができるようにとのことでございますけれども、建物工事の指名については、まだ白紙の状態でございますので、全く考えておりません。

今後、各種要綱等に基づき公正な指名の確保に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま答弁いただきましたが、まず1つ目に、外構工事の内訳、購入備品費、遊具、これ、それぞれ町長、口頭で説明しましたね。

私が言ったのは、そうではなくて、もう予算とっているんだから、こういうものですよという、そういう文書でこれお示しただけだと思うんですね。だから、この前の造成工事のときもそうです。ブロック工をどこにやるのか、どこはどういうふうに工事するのかというやつ、契約の認定ですか、あれのうちに出てきました。あの資料をなぜ前もって出していただけないのか。出したって、これ、何の支障もないと思うんですよ。だから、外構工事は、恐らくあの周りずっとフェンス張るんだと思うんですよ。だから、どこにどういうふうなフェンス張るんだか。それ出してくださいよ、コピー。それ出せないというのはおかしいですよ。

それから、購入備品にしたって、今、カーテンと調理用具とかという話、それ一覧にずっと書き出して、こういうものを購入しますということで説明していただきたいというのが私の質問であります。

それから、ゼロ歳児、24人に対して9人。要するに、去年もことしもゼロ歳児、9人ぐらいしか保育所、入所者いないんですよ。それを、1部屋6人、4室、24人分とっているんです、この計画では。

だから、私が申し上げたのは、最初からもう2部屋も残ってしまうようなものは、前もって調整してはいかがなんでしょうかという申し立て。町長の答弁では示した案でいきますということですがけれども、これは当然検討されるべきじゃないですか、不要の部屋ですから。

それから、園長室とかフェンスとか、それらについても再度ご検討いただいて、そしてやはり調整をして、そのことを全然やらないから私は先ほど前段で、幾ら私らが議会で言っても、何一つ受け入れないで、町長と担当者の方針でどんどん進んでいると。それはおかしいでしょ。それは、町長はみんな説明して、議会にもあれますけれども、議会から出た提案とか、そういう要望に対しては何一つ応えていないんですね。

それから、4つ目の幼保一体化検討委員、今、充て職の名前言いましたね、婦人会長とか何とかと。そんなことはわかっているんですよ、例規集に載っていますから。ただ、その委員さんをどなたがやっていたらしゃるんですかということをお聞きしているんです。ですから、その名簿を出してください。そしたら、これは示せないよ。示せないはずはないんですね、これは出してもらうしかないですね。

こういうことも秘密にする。だから、何かあるのかなというふうに町民から疑惑を持たれるのだと思うんですよ。

これは、だから、幼保一体化検討委員会委員15名の氏名、そういったことを公表できない理由、法的な、何なのかきちっと説明してください。そんなのないはずですよ。行政は全てガラス張りというのが原則ですから。

それから、5つ目のつかみで増額した9,000万円はどこで何に使うのかというものについて、これ、9,000万円補正で増額したんですね。だから、これはどこかの予算が足りなくなるとか、どこかにこういうものを追加しなくちゃならない、そういうことを前提に9,000万円増額したんじゃないですか。ですから、それは何なんですかということをお聞きしたんですから、それについてひとつお答えをいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） それでは、お答えいたします。

これまでもさまざまにご説明しておりましたが、まず、園長室、遊戯室等狭くできる、要らないんじゃない

かというおただしでございました。

これにつきましては、さまざまにご意見をいただき、職員で構成します検討委員、または幼保検討委員会、こども子育て会議、地権者、近隣住民等さまざまにご意見をいただき説明してまいりました。

こういう中で、一切、要らないとか小さいほうがいい、このようなおただしはありませんでした。特に、一番利用します保護者、現場の保育士、教員の皆さんからの意見では、大きく伸び伸びとした環境の保育空間を提供してほしい旨の話は聞かれましたが、大き過ぎるのではないか、園長室は要らないのではないかという声は聞かれておりません。

外構の予算につきましては、今回、28年度の予算で計上しておりますが、まだ建築の設計も済んでおりません。外構については、舗装工事等も入ってまいります。舗装工事の面積、ボリューム、こういうものも出てきませんので、現在のところ提示できないということになっております。

それから、備品につきましては、カーテン、ブラインド、調理機器ということでありますが、備品や遊具については来年度予算で計上することになっておりますので、今のところ、こういう類いの検討をしているということまででございます。

それから、ゼロ歳児の24人の定員ということでございますが、これまでもご説明しておりましたが、定員ということではなく、4室に入る最大の人数を定員としてお示ししたところであります。

去年もことしも9人程度ということでございますが、平成27年度では、最終的に17名の入所となっております。今年度につきましても、現在10名で、これから該当年齢になりますと、年齢に達しまして入ってくる方が、トータルしますと14名ということになっております。ゼロ歳児につきましては、特に該当年齢にならないと、6カ月ですね、入所できませんので、近づいてきましたら、申し込みがありまして随時入ってくるということもあります。そういう観点からすれば、まだ予定の14名よりも多くなってくるのかなと考えております。

それから、検討委員については、役職の提示だけにさせていただきます。

それから、つかみでの9,000万円増につきましては、造成工事、それから建築工事、これを、設計額が諸経費等のアップもありますので、幾らになるかわからないということもありまして、つかみでの金額も計上しております。また、単独の工事も若干考えておりますので、その分も合わせてつかみで計上したところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 何度答弁もらってもなかなかわかりません。きちっと真摯に答弁していただけない。

それから、外構工事、購入備品費、遊具等については、前回の議会までは協議会で説明していますという答弁していたんですよ。ところが、説明なんかしていないんですよ。口頭でだって説明していないですよ。プランコと何と何が必要、そんなものは、結局予算をとるからには、こういうものとこういうものが必要だからということで金額を概算で出して、幾らということで予算を組んでいるんだと思うんですよ。だから、それをお聞かせいただきたい。

それから、ゼロ歳児のあれですね。現在10名だという話ですね。10名というと、この設計図の中で2部屋、

12名で間に合うはずなんです。ところが、そのほかにもう2部屋あいている部屋ができてしまうんです、今のままだと。だから、これはやはり見直すべきではないですかと私はお聞きしているんです。

ところが、これも見直さない、幼保一体化の委員の名前も公表しない。それで9,000万円の予算は何ですかと言ったら、設計が済んでいないからわからない。幾らになるかはわからない、これは予想したからこれ9,000万円上げたんでしょう。

そういうふうにも私が質問すると、全てそういう答えで切り返す。だから、私は一番最初の段階で、私も議会で申し上げた話について、全く一切取り上げようとしなくて、聞いていないということを申し上げているんですよ。

それで、先ほど、広過ぎる、狭過ぎるという話、保護者からは意見が出ていない。保護者から出ていないって、保護者の皆さんは内容が全くわからないですから。私にも内容わからないから議会のたびに聞いているわけですよ。内容のわからない保護者から何も言われなから、それでいいんだと。変更する必要ないんだというの、これは詭弁じゃないですか。私どもは町の構成員の一員として議会で責任持っている責任ある、いわゆる質問をしたり提案をしたりしているわけです。そういう人たちの話を全く聞いていない。それで、保護者からは特別意見がないからそれでいいんだと。こういう考え方、答弁は全くおかしいです。

それから、先ほど申しあげましたその職員、構成する幼保一体化検討委員、これをこの議会に出してくださいと私何回も議会で申し上げても出さない。だから、法的な根拠を示してくださいと私先ほど申しあげましたよ。だから、法的な根拠を出してください、なぜ出せないのか。

これ以上やってもだめなので、それらについてきちっとした答弁をしてください。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） ゼロ歳児につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、今年度14名までふえてまいります。これは、申し込みの予約のあった方を含めてでございます。予約なしに申し込まれる方もおりますので、これよりもふえてくるものだと思いますし、人口につきましては、子供の数、毎年でこぼごがあるかと思えます。基本計画策定時にご説明しましたが、子供の数につきましては、平成47年、20年後の。

〔「20年後はいい」の声あり〕

○保健福祉課長（須藤寿行君） 推計でも1室しか減室にならないというような計算が出ておりましたので、それに基づいて施設を計画したところであります。

検討委員の名簿については、先ほどお話ししたとおり、お示しはできません。

〔「法的根拠を聞いているんですよ」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。今答弁しているんだから、聞いてください、よく。20年後はいいとか、そんな余計なことは言わないで。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 検討委員の名簿でございますが、特定の方の氏名については控えさせていただきます。

〔「法的根拠を聞いているんでしょう」の声あり〕

○保健福祉課長（須藤寿行君） それから、つかみでの9,000万円増でございますが、正確には1,500万円でございますけれども、造成工事、建築工事、そして木造の補助も考えておりますので、それに対する単独工事等を

含めてつかみで計上したところであります。

それから、備品工事、遊具につきましては、平成29年度に予算計上いたしますので、今のところ一覧で出せるようなものはございません。

外構につきましては、主にフェンス工、門扉、路面舗装、この程度になってまいります。フェンスについても延長について、まだはっきり出せない状況もございます。門扉についても、さまざまな門扉を検討しなければなりませんので、現在のところ提示できません。路面舗装については、当然、建物がまだでき上がりませんので、その周りの路面舗装、駐車場等という面積になってきますので、これについてもまだ計算中ということであります。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 次、10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 再質問します。

いわゆる地元の企業がこの建設事業に参画できるようにする。このことは、町民のひとしく考えているところであります。

なぜかという、やはりこの浅川町始まって以来のこの14億を越す大事業ですね。建設事業だけでも、これは8億5,000万と、こういう建物。そういう事業、いわゆる町の税金プラス国・県、その他の補助金や借金であります。こういうお金が浅川町の企業が仕事に参画することによって、浅川町の経済をやはり潤すという、そういう側面を持っているからこそ、町民としては、何とかしてやっぱり地元の企業がやれるようなそういう方法はないのかと、こういう声が出るのだというふうに思います。

浅川町でも、下水道事業でJVを組んでやりましたね。そのJVを組んでやった結果、こういうことがあったということは一言も町のほうからも聞いておりませんし、立派な工事ができたんだというふうに思うんですね。

ですから、私は、この共同企業体、大きなやはり技術力のある、あるいは設備もある、そういう企業と浅川町の地元の企業が共同でこの仕事をしてなし遂げる、こういうことは、この町始まって以来の大事業であるこの事業に、町の企業も参画して、町にお金もおきたんだと、こういうふうな町民にとって大きなやはり安堵感を私は与えるであろうし、繰り返すようですけれども、浅川町のこの経済にも一定の潤いをもたす、活力をもたす、こういうものにつながるのではないかというふうに思いますので、指名委員長、副町長であります、今のところ全くの白紙だということであります。ただ、もう迫っているんですね。入札はもう、このスケジュールからすると、準備期間なんかも、確認申請、いろいろありますけれども、建設工事の入札はもう10月の初めに、10月の初めは入札のそういう時期になるんだと思うんです。ですから、もう今は6月ですね。例えばJVを、共同企業体を組むということであっても、これはやっぱり時間もかかるんですね。お互いに、どういふ企業と組んでやろうかと、そういうふうな町の案も出る、そういうことになれば、企業間のそういう協議なんかも時間かかるんですよ。

ですから、もう今からそういう方針を私は打ち出すべきだろうと、こういうふうの一つは思うんですが、その点はいかがでありますでしょうか。

また、この浅川町でも大きな事業の中で、分離発注をしたこともあります。これは、専門の業者にしてもい

ろいろ功罪があるようでありますけれども、できるならば、そういう分離発注なんかも考えるべきではあるのかなというふうにも思いますが、その点もお伺いしたいと思います。

同時に、いわゆる建設工事のこの建物の建設の中に、外構工事や、今、8番議員が言ったようなそういうさまざまな大きな経費が計上されております。外構工事だけでも1億2,000万、あるいは遊具、備品入れると8,000万、合わせて2億のこういう工事が建物関連として出されるわけであります。

これらについては、地元の企業がきちっと参画できるというふうには私に思うんでありますが、その点はまたどうでありましょうか、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） まず初めに、共同企業体でございますけれども、先ほども申し上げましたように、設計図書もでき上がっておりませんし、造成工事につきましても準備工の段階でございます。それらの推移を見ながら進捗状況等を考慮し、適切な時期に判断することになります。

先ほど申し上げましたように各種要綱、特に、共同企業体取り扱い要綱の中では、共同企業体活用の原則というものがございます。これらの原則を十分考慮しながら検討しなければならないと思っているところでございます。

それから、分離発注と急に出てきたわけですが、確かにメリット、デメリット等あるかと思えます。いずれにしても、この建築工事が円滑に、どういう方法でやれば円滑に竣工できるかということも検討しなければならないと思っているところでございます。

さらに備品、それから外構等につきましては、先ほど保健福祉課長からありましたように、まだ詳しく決まっておきませんので、それらが決まった段階で、またいろいろ相談するようなことにならうかと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる共同企業体の話であります。町も下水道でやって、何ら支障がないと、こういうふうなことですね。これから、そういう原理原則、さまざまなことを検討して、適切な時期に決めたいと、方針を出したいと、こういう答弁であります。

私は、受けるほうもやっぱり時間がかかるということを先ほど強調しましたけれども、その協議なんかも一朝一夕に決まるわけでありませんし、どこどこが本当に組んで、どういうふうになって、お互いにその辺の協力の度合いやさまざまな仕事の手順、分別というのですか、そういうことなんかも相当な時間かかると思うんです。ですから、早くそういう方針を出すことは、私は設計が決まらなくとも、いわゆる、もう既に町長も答弁の中で言っているように、もうこれ以上内部の構造とかそういうものについては、見直ししないと、ふやしも減らしもしないと、こういうふうな答弁しているんです。ですから、もう固まっているんです。

そうすると、この2月に出された最終的な資料、そのものに基づいてこれはなされるというふうには私もは解するわけであります。

そうすると、やはりもう総枠が決まって、構造も決まって、おおむね設計の細かいところの、ここにはどうのこのなんていうのが決まらなくとも、この事業が本当に共同企業体でやって差し支えないのかどうかとい

うようなことは検討する必要があると思う、検討できると思うんですよ。

そういう適切な時期と言っていますがけれども、それはやはり私は、そういう概要ができている段階では、早ければ早いほうがいいのではないかと、こういうふうに思うんです。

これは、もう設計もスケジュールからすれば、もう実施設計の確認審査期間にもう入っているんですね。ですから、設計そのものも、いわゆる実施設計の7月いっぱいでもきちっとでき上がるんですよ、このスケジュールからすると。

そうしたら、もう今6月でしょう。6月も半ばに、半ばではないのかな、まだ上旬ですけども、こういう状況で、そういう方針をまだ決める適切な時期ではないというのは、私は詭弁だと思うんですよ。やはり地元の企業が、本当に浅川町のこの町始まって以来の大事業に何とか参画して、そして立派な工事をしたい、あるいは町の活力を生み出す、そういう原動力になっていきたいというような、そういう意欲を持っている地元の業者だっていっぱいあるわけでありまして。

ですから、その辺は、適切な時期というのは、そうするとどういう時期を指しているのでしょうか。そして、指名委員長としては、これ、町長とも相協議しながらこの大きな大事業の業者の指名については、いろいろそれなりに検討を重ねていると私は思うんです。そういう中で、一体どういうふうに地元の企業を参入させるのか、こういう観点で、検討を全然今加えていない、話もしていない、こういうことになるんですか。

そして、最後ですから、外構工事も含めてということで慎重な、これからでありますということなんです。そして、私は、外構工事やこの遊具や備品購入費、こういうものは、もう最大限地元の企業に発注できるものは発注する、こういう方針はあるんでしょうね、その辺も確かめておきたい。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 早ければ早いほうがいいだろうということでございますけれども、やはり適切な時期というのはあるんじゃないかと思えます。いつかと言われれば、これはまた、全然造成工事が始まっていない段階で、この造成工事がある程度進んだ段階で、開発行為の許可を得、建築確認を申請して許可を得るようなそういう段階になりますので、そういう進捗状況を見ながら適切な時期に考えたいということでございます。

それから、外構、備品、遊具等につきましても、先ほど保健福祉課長からありましたように、まだ詳しく決まっていない状況でございます。これら決まっていない段階で、町内で調達するとか、そういうことは言えるような状況ではございません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ここで、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順2、8番、田中重忠君、(4)町営図書館の開設計画についてに質問を許します。

8番、田中重忠君。

[8番 田中重忠君起立]

○8番(田中重忠君) 町営図書館の開設計画についての質問をいたします。

12月議会で突然町長が公表した町営図書館の設置について、多くの町民から驚きの声が上がっています。

3月議会に提出された会田病院浅川診療所平面図及び12月議会町長の説明によれば、寄附採納を受けた建物は鉄筋コンクリート平家建て258.43平方メートル、約78.12坪で、玄関を含む部屋数は全部で17室程度に仕切られています。

この町営図書館設置の問題点は、公民館図書館の利用者が現在1カ月平均97名、1日当たりになると3.2人しかおりません。今、新たに約8,000万円もの改修費をかけ設置しても、この利用者が飛躍的にふえることは到底考えられず、必要な費用と利用者について、費用対効果の点から全く整合性がとれておりません。

3月議会で、町長は、改修費用については診療所という特殊な構造の建物、現在のところ何も手がついておりませんので不明であります。また、開館後の人件費、運営費用等については、職員の配置等も今後検討することから年間の運営費用は未定、何も決まっていない。これからが本当のスタートで、だから費用とか人員とか骨格は頭の中にあります、それらを暫定で出しますと、いつものようにそれがひとり歩きをして、さも決まったかのような判断をされます。振興計画にはそれなりのつかみ取りで、予算は振興計画で出します等の答弁をしております。

問題なのは、この計画が全く検討されておらず、ずさんでいかげんなもので、公民館図書館の現在の蔵書1万3,000冊にどんな本をどれだけ追加するのかさえも全く未定であります。

さらに、利用方法が全く違った鉄筋コンクリートづくりの診療所に、どのように8,000万円の改修費をかけるのかも全く白紙の状態であります。

仮に、258平方メートル、78坪の建物に8,000万円の改修費をかけると、坪当たり換算で102万5,641円にもなります。これだけの改修費をかけるより、最初から利用しやすい新しい図書館を計画するほうがどれだけよいかは町民誰の目にも明らかです。

そこで、1つ、町長の前議会答弁、振興計画の8,000万円はつかみ取りであって想像つきませんとの答弁の意味を説明していただきたい。

2つ目に、町営図書館は、大平病院跡地町有地に新築したほうが利便性もよく費用もかからないのではないかと。

3つ目に、町営図書館設置については、人件費を含む運営費用など費用対効果をしっかり検証してから行うべきではないかと。

4つ目に、駐車場も含めた町営図書館の改修の概要を、町議会と町民に明らかにしていただきたい。

以上でございます。

○議長(円谷忠吉君) 町長、須藤一夫君。

○町長(須藤一夫君) お答えします。

1点目につきましては、まだ設計が完了していないために、面積等から概算に金額を計上したものです。

2点目につきましては、施設の付近に建設されることから親子での利用も予想され、また、費用面についても、改修のほうが割安と考えております。

3点目については、職員の配置や開館日等を今後検討して行ってまいりたいと考えております。

4点目につきましては、改修設計が完了後にお示ししたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 振興計画の8,000万円はつかみ取りであってというところで、概算で金額を計上した。

それから、改修のほうが安い。それから、改修の概要については設計後にお示しすると。

そうではなくて、この8,000万円を計上してやろうとしたこの計画のもとになった、計画を立てたわけですから、予算を計上したわけですから、ですから、設計後にそれがわかったって何もならないんですね。

私どもは、今の段階でどういう考えでやろうとしているのか、その辺について説明をしていただきたいというふうに思っているわけです。その辺についてひとつ。

それから、もう一つは、これは寄附採納を受ける段階で不動産鑑定、取り壊し、そういうものを当然受けていると思うんですね。改修費用は幾らぐらいかかるというふうに見ているんですか、その点。

それから、もし仮にこれをやるとしたら、蔵書数は何冊ぐらいにするお考えなんですか。これは矢祭町でもつたいない図書館で全国から寄贈を受けて、蔵書もほとんど金をかけないでやった例もあります。浅川町はどのようにしようとしているんですか。

問題は、町長は8,000万円はつかみ取りだとか、これからのスタートで、今、全くスタートラインで、頭の中にはあるけれども、それは出せませんと、こういう答弁をしております。少なくとも図書館を設置するというのであれば、それを設置した場合、人件費がどれぐらいかかるのか、運営費がどれぐらいかかるのか、改修費はつかみ取りで8,000万円とったけれども、実際にはどれぐらいかかるのか、その辺の計算はちゃんとなされたと思うんですね。もし、そういうことを一切やらないで、ただ8,000万かけてやるんだというのでは、これではちょっとむちゃくちゃだと思うんですよ。だから、その点についてお聞かせください。

それと、私、先ほど2番目に申し上げましたが、浅川町は町有地がないわけではないんですね。ですから、大平病院跡地を活用する、こういうことも十分にできたわけです。図書館としては十分な面積あると思います。それを、なぜ、あそこの農地、それも借地ですね。年間38万ですか、これ。借地でやろうとしているのか。それが終わると、最終的にあれは鉄筋コンクリート、本格的な建物だそうですから解体には相当かかると思うんですね。その解体費用等も含めて、私が今申し上げた件について、それぞれご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長兼社会教育課長、小針紀喜君。

○学校教育課長兼社会教育課長（小針紀喜君） 費用の件につきましては、町長答弁のとおり、まだ設計もできていないということで、おおよそこれぐらいじゃないかなということで検討はしたところでございます。今後、設計のほうも行うときには、費用のほうも安く上がるような、また、使いやすいような形で設計のほうをお願いしたいというふうに考えております。

蔵書については、4月現在だと思いますけれども、1万1,700だったと記憶しております。それらも面積に合わせた蔵書数をふやしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 寄附採納を受けた際鑑定をしたのかということでございますけれども、不動産鑑定は受けてはおりません。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 今、質問で出されている項目は、今進行中でありまして、できるだけ経費はかけないで利用しやすく利便性を整えてやろうということで、今、内部、いろいろあらゆるものを持ち寄って協議中であります。

それと、その寄附採納を受けて、あそこに図書館をつくろうと考えると、それじゃ、違うところに新しいのがあるんじゃないかという理屈になってくるんですね。これは全く、私どもは最初から新しいものをつくってやろうなんていうことは考えておりませんで、たまたま寄附採納があつていい建物が出たので、向うに図書館を移送しよう。そして、最大のやはり背景は、公民館の図書室を、今でも手狭でいろんな会議が重なるたびに利用できないという苦情もありますので、あの部屋を中小の会議室に使いたいということも含めて検討をいたしたところでございます、当然鉄筋コンクリートであるから解体はうんとかかる、解体などは今の時点では全く考えておりませんということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） まず、学校教育課長、費用についてはまだおおよそ検討したところ、それから、先ほどの答弁でもまだ決まっていない。町長も今言いましたね、現在進行中、利用しやすく、できるだけよくと。そういう答弁がずっと続いています。

これ、こども園のときと全く同じなんですよ。要するに、これは計画の段階で、またこういう形でやろうと思うんだけどどうだという、そういう説明が全く欠落して、まだ白紙だから、まだ白紙だからとどんどん進んでいく。出てきたときには、もう決まる。これは、だから町長に対して、町長が白紙委任を求めると同じだと思うんですよ。少なくとも8,000万円も金をかけて、これから何十年間土地を、年間38万を借地に出して、そして使っていく。そういう図書館をつくるときには、まず、町民の意向として、今、浅川町に図書館が必要なのかどうなのか、浅川町民が求めている図書館というものはどういうものなのか、そういったことについて、一番最初からきちっと精査をして、そして計画を立てて、その必要性を確認して、そして事業に取りかかるべきじゃないですか。

建物を寄附する人がいたから、たまたまいい建物だからといって急遽やるようになったと。あの建物を壊す考えがないというのも、これは町では、ここに図面ありますけれども、これ、かなりの部分取り壊して、そして新しく改修しないと図書館としては使えないと思いますよ。

だから、これらについては、今度どうですか、専門の設計屋さんかなんかに見ていただいたんでしょうか。見ていただいたとすれば、その設計屋さんの会社名、それからどういう意見をいただいたのか、その辺についてご説明いただきたい。

それから、蔵書についても、現在1万1,700冊、それで面積に合わせた冊数を有する。こういう発想で事業をやられたら、私は困ると思うんですよ。今、浅川町民が求めている図書館、もっとも求めているかどうかかわからないですよ、求めているとしたら、求めている図書館はどういうものなのか。それにはどういう内容のど

ういう本をそろえればいいのか、そういうことだと思うんですよ。ただ面積に合わせてとか、適当に冊数さえ合わせればいいのかということでは困ると思うんですね。

それで、これらのことについて、今、お聞きしましたが、今の答弁の結論は、まだ検討しているところで白紙の状態だと、こういうことだと思うんですね。それでは困ると思うんです。きちっとしたところをご説明ください。特に、その不動産鑑定士を頼んでいないというなら、これからでもおそくないから頼んだらよろしいんじゃないですか。やっぱり、基本的には、町が町有財産や何かを、総務課長の担当になりますね、そういう財産をいわゆる売ったり買ったりする場合には、やっぱり不動産鑑定士を入れて、そして評価をきちっとして、そしてやるのが本来の姿だと思いますよ。

そういうことで、ただいまのことについてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 一つも困ってはおりません。新しい場所に現在の建物を有効に利用して、建物の耐震構造等々を壊さないように部屋を利用して、蔵書をして、憩いの場として老若男女が集われるような施設ということであれば、現在の公民館にある図書室よりははるかに利便性もいいということの判断の中でやっておりますので。

それから、町民の皆さん、私は、公的ではありませんが皆さんよかったねと言っています。利用されることは極めてよかったねと。場所もよかったですよという、皆さん方に賛同の言葉をいただいています。人の受け取り方の違いによってはいろんな判断できるんでしょうが、私は、皆さんの声、よかったねということが大変ありがたいと尊重して、これから、いわゆる8,000万がひとり歩きしていますが、8,000万という大枠の中でできるだけお金をかけないで、そして利便性がよく、使いやすいものをつくろうということで今検討しています、設計士とかそういうものは、まだ依頼もしておりません。と同時に、不動産鑑定などは、ただもらったものですから行っておりません。ただ、評価額は出しました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）4月1日付総務課長定年延長人事についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 4月1日付総務課長定年延長人事についての質問をいたします。

ことし4月1日付で行われた町役場職員人事で、これまで一度もなかった総務課長の定年延長が行われました。

次の点についてお聞きいたします。

1つ目、なぜ事前に議員、議会にお話がなかったのか。

2つ目、5月27日の臨時議会、町長挨拶の中でも一言も触れられなかったのはなぜか。

3つ目に、総務課長の定年を延長した理由をお聞きしたい。

4つ目に、総務課長の定年延長の法的根拠を説明いただきたい。

5つ目に、総務課長の定年延長は、いつまで、何年間行うのか。

6つ目に、浅川町の職員の定年延長は、東北大震災時に全課長を5月まで、2カ月間延長したことがあります。

す。今後も職員の定年延長を行う考えがあるのかどうか。また、何を基準に行うのか。

7つ目に、定年を延長することのメリット、デメリットについて、町長はどう考えておられるのか。

8つ目に、町正規職員の人数、嘱託職員の役職と人数、臨時職員の人数、その他町給与対象者の総人数を資料によりお示しいただきたい。

以上についてお尋ねいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 質問に答えますが、なぜこういう質問が出るのかなと、私、人間には考えの違いがある、物の言い方の違いだと思います。

〔発言する声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。ちょっと待ってください、今、町長が答弁しているんですから。

〔「質問に答えて」の声あり〕

○町長（須藤一夫君） いや、質問に答えるための答弁です。

ちょっとクエスチョンがいろいろありますが、だけれどもただされれば答えないわけにはいきませんので答えます。

1点目、2点目については、職員の人事であります。なお、人事異動の内示につきましては、皆さん方に3月中にお知らせをしたところであります。

3点目から5点目につきましては、地方公務員法第28条の3、浅川町職員の定年等に関する条例第4条、定年による退職の特例に基づき延長を行ったもので、辞令の延長期間は平成29年3月31日までです。

6点目につきましては、未定です。

7点目につきましては、一般的に職員の経験が生かされるものがメリットとっております。

町正規職員の人数等につきましては、担当課長から答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） それでは、担当課長ということで、8点目につきましてお答えをしたいと思います。

まず、町正規職員の人数でございますが、平成28年4月1日現在、68名でございます。

それから、嘱託職員の役職と人数でございますが、嘱託職員、まず、所長等が5名、調理業務が6名、保育業務が7名、事務補助4名、ほか8名の計30名でございます。

臨時職員につきましては33名、合わせまして、給与対象者の総人数は131名となっております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 1つ目、なぜ事前に議員、議会にお話がなかったのかという質問についてですが、これは条例で決まっているんですね。それはわかっているんですよ。ただ、先ほど申し上げましたが、震災のときに一度だけ、4、5月の2カ月間ですか、緊急の事態ということで延長した前例があります。

ただ、浅川町においてはそういう前例がなかったわけですから、これについては、わざわざ議会を開いたとか何とかということでも、町長の行政報告とか挨拶とか、そういう中で、こういうことで総務課長を1年間、いわゆる定年延長しましたというそういう説明は、当然、私はあつてしかるべきだと思うんです。

条例で決まっているからいいんだということで、条例に決まっていないようなやつは全て、これは人事の案だから町長自由にやっつけていい。やっつけていいんでしょうけれども、少なくとも議会から何でなんですかと聞かれたら、それはやっぱりきちっと答えるべき。むしろ進んで答えるべきだというふうに思うのであります。

この辺は申し上げておきます。

それから、総務課長の定年延長の法的根拠も承知しております。それから、先ほど平成29年3月までということで答弁ありましたが、これは1年間なんですか。もう一度確認でお聞きします。

それから、6番目の何を基準に定年延長を行っていくのか、この辺の基準、そういったものについてご説明をいただきたいと思います。

それから、7番目のメリット、デメリットについてお聞きします。

これについては、町長は、経験なんか生かされる。全くそのとおりだろう。ただ、私がお聞きしたいのは、そういう生かされる点と、逆に、現職のこれから課長になろうとしている職員、それから、あと1年で私、総務課長になるのかという職員さんもいると思うんですね。そういう人たちが、少なくともそれぞれ自分の未来というか先々について、頭の中で考えながら日々努力していると思うんです。

ところが、ある日突然、定年延長で上の人たちがそのまま残るというパターンが出てきたら、これはやっぱり若い職員さんにとっては非常に張り合いのない、やる気の湧かない、そういう事態が出てくるのかなど。私はこの辺が非常に大きなデメリットになるであろう。だから普通、定年延長というのは、よっぽどの理由がない限りはやらないんだと思うんです。

だから、その辺についてどのように考えているのか、町長の考えを再度お聞きしたいと思います、メリット、デメリットについて。

以上、申し上げた点についてご答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 任期は1年限りと先ほど申しました。その後については、今の時点ではわかりません。

基準は、優秀、清廉、潔白、その長の延長にふさわしいという判断を私は基準としております。

職員の意気、次の世代を担える職員がそこまで到達していないということが最大の理由でお願いをいたしております。若い者が、次、私は課長になれないからなんて意気消沈するような職員はおりません。課長にならないは別に、職務上、しっかりとその職令に励んでいただくことが、公務員としてごく基本的なものでございますので、職員はしっかり全員で協力して、町振興発展のために業務に精励を願うということが基本であります。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 次のいわゆるそれを担える職員がない場合というふうなお話が出ました。これは、現職の若い職員さんに対して大変失礼な話だと思います。

私は、この議会で前にも質問しました。浅川町の総務課長職が、なぜ毎年毎年かわるんですか。町長になってもう3期目ですから10年以上になりますね。そうすると、庁内の職員のそれぞれの力量、そういったものは十分に理解していると思うんですよ。ことしになって急に総務課長職を担えるような人材がいなくなっちゃったということではないんです。

だから、私が申し上げたのは、毎年毎年課長職をかえていくというのは、こういう問題が起きてくるんです。やっぱり、前もって有能な職員を育て、そして、しかるべきポジションにやっぱりきちっと送っていく。ただ順送りに上がってくる。こういう形があったから、先ほど町長が答弁したような形も出てくるんだと思います。

その辺については、やっぱり十分に参考にしてほしい。田中議員、何だ変なことばかり言っていると、さっきから言っていますけれども、そうではないんですよ。やっぱりしっかりとそこは心にとめておいていただきたいと思います。

そうでないと、職員さんがやる気なくすと思います。まして、公民館長とかふれあいセンター所長とか、何々所属課長とか、そういうところへ、みんな定年で退職した人たちがどんどん今入っているんでしょう。この人たちは、もう一回やるだけの仕事を精いっぱいやってきた人たちですから、これからしっかり町のためにやっていこうという、そういう気持ちには、非常にやっぱり強くない、弱いと一般的には思うはずですよ。

ですから、この辺も含めて、私は大きな問題だと思います。やっぱり将来の町づくり、そういったことを考えて、やっぱり人事をお願いしたい。

それから、課長が1年間です。それは、任期は1年間なんですよ。ただ、3年間は採用できるんですよ。3年間を超えることはできない。これがこの条例です。だから私が最後に聞いたのは、何年間なんですかと。1年、それは任期の話ですよ。そうじゃなくて、久保木課長の場合には何年間、任期いっぱい3年間採用するということなのか、それとも、いや、そうではなくて1年間だけ採用するんですということなのか、その辺を確認したいと思います。

それから、第4条の中の、町長はいろいろ言いましたね。それはあくまでも町長の主観に基づいて言うことなんだと思うんです。ただ、人事は町長の専権事項ですからそれはいいんですが、条例の中では、公務の運営に著しい支障が生じたとき、これが一番頭に来ているんです、理由が。次に、勤務条件に特殊性があるため退職による欠員を容易に補充できないとき。3つ目に、当該職務を担当する者の交代が業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるとき、職員の退職により公務の運営に著しい支障があるとき、この3つが挙げられているんですよ。この3つのうちのどれが一番該当するというふうに町長は思ったんですか、一応、答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 全く参考になりませんが、お答えします。

というのは、現時点の1年繰りの課長の次のポストはわかります。これは、人事のことで余り議論したくないんですけども、問われれば仕方ないね。

次のポストが埋まらない。それは今からさかのぼると20年も前からの負の遺産の話であって、にわかにはできないことではないんです。ですから、業務執行が町民に迷惑をかけないようにするためには、次の代が育つまでの間は補充してつなげなければならないと、こういうことでやっていることであって、決してどれがいいとか悪いとかではなくて、町の行政を円滑に進めるためには、やはり経験豊富な皆さんに協力していただくということをお願いをしてやっているところをごさいますて、別にどの項目に該当して延長したんだと、全ての項目に延長しますと思うんですよ。そういうことでやっています。

〔「3年か1年かについて」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 前にもお答えしました。今年は1年ですが、後は考えます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）こども園造成工事についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） こども園造成工事の入札について質問をいたします。

去る5月20日に執行した幼保一体化施設造成工事の入札について、福島民報社、福島民友新聞紙上で談合情報が報道され、多くの町民を驚かせました。

現在、浅川町が進めている浅川町幼保一体化施設整備事業では、これから本体、外構工事、設備、備品工事等の入札が行われますが、町民の限られた貴重な財源を無駄にしないよう、適切な価格で発注ができるように公正な入札の執行に全力で努力していただきたいと思います。

今回の入札について、次の点をお聞きいたします。

1つ、指名を辞退した5社から、指名辞退の連絡があったのはいつか。

2つ、談合情報に基づき事実確認した業者が3社では、確認した意味がなかったのではないか。

3つ、8社のうち5社が辞退したが、事実確認後に別な業者を追加指名し、入札日時を変更して実施すべきではなかったのか。

4つ目に、指名した業者の入札参加、不参加を事前に確認すべきではなかったのか。

5つ目に、一般的に、談合情報は、執行が談合に加わったときなどに指名業者が反発して談合情報が漏れると聞いております。町長ら町執行側は、くれぐれも町民から誤解を受けないよう、なお一層十分に注意を払うべきと思うがどうか。

6つ目に、談合防止と地元活性化のため、JVなどの方法を取り入れ地元業者を指名に入れるべきではないか。

以上、6点についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 指名のことですので、指名委員長であります副町長が答弁いたします。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

〔「こども園の入札はいつやったんですか」の声あり〕

○副町長（大谷修治君） タイトルがこども園造成工事の入札ということでございましたので、造成工事についてと理解して答弁させていただきたいと思います。

まず、第1点目でございますけれども、5月12日、1社、16日、1社、17日、1社、18日、2社でございます。

第2点目の3社からの聞き取りでは意味がなかったんじゃないかというようなことでございますけれども、参加予定業者全てから確認したことでございますので、意味はあったと思っております。

指名し直しの件でございますけれども、聞き取り調査の結果、談合事実を少しでも疑われるようなことはありませんでしたし、複数の業者に参加予定していただきましたので、予定どおり実施したところでございます。

第4点目の事前確認ですけれども、これらについては、一般的にはしておりませんので、今回もしませんでした。

5点目、一般に、執行が談合に加わったときに指名業者などから情報が漏れるというような話でございますけれども、私はこのようなことは聞いたことがございません。他の職員にもちょっと二、三人確認してみましたが、そのようなことは聞いたことがないということでございました。

執行が談合にかかわったなどということは今までも、今回も一切ありません。

最後に、JVなどの活用による地元業者の指名参加でございますけれども、これにつきましては、先ほど田中議員にお答えしたとおりです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 質問の前に、こども園の入札工事について聞いているのではない。こども園造成工事の入札についてお聞きしているんです。

〔「じゃ、言い方ないよ」の声あり〕

○8番（田中重忠君） 質問書ではこういうことです。

○議長（円谷忠吉君） 8番、質問してください。

○8番（田中重忠君） 質問してくださいではなくて、表題が違うだろうというのは、これは当てはまらないということです。

6番議員の勘違いです。確認してください。

それで、8社のうち5社が指名辞退したんですね。ただいま指名委員長のほうから答弁がありました。

それで、辞退した理由が、全て管理者が配置できないからだったんですね、技術管理者が、その現場の責任者を配置できないから。そんな配置できないなんていうのは、指名を受けた段階でその業者はわかっているはずなんです。

それを今聞いたら、16日、1社、17日、1社、18日、2社という話ですが、この前の臨時議会のときには、ぎりぎりになって辞退が大体全社あったような話で答弁があったかと思います。それはいいです。

また、この次、今度はこども園の本体工事の入札ありますね。その際もやっぱり技術管理者置くとか置けないかとか、そういう要件については、指名した段階で業者のほうでわかるわけですから、それはきちっとやっぱり注意して、間際になって辞退するようなことのないように。もし、そういうふうな辞退が出るような業者は指名を外していただくと、こういうことできちっと対応していただきたいと思います。

それから、5番目の執行が談合に加わったときという、私が聞いた情報でそういうお話をしました。そして、いや、職員の人たちに聞いたけれども、そういうのは聞いたことがない。聞いたことがないというのは、世間が狭いだけの話です。そういう話なんです。官製談合、天の声、これ今まで過去にいろいろあったでしょう。うちのほうの特老施設のときに、町から、あなたがとるようにと言われたと言って、勉強会という業者さんの集まりの中でやって談合騒ぎになったことがあるんです。だから、なくはないんです。

その辺は、浅川町がそうだというのではなくて、そういうこともあるので、その町民から誤解を受けないように、より慎重にやっていただきたい、こういうことです、誤解を受けないように。

それから、J Vの話ですが、先ほど10番議員の質問に対して、町長は、まだ白紙だと、適切な時期という話。これは、適切な時期というのは、入札をやる1カ月前とか、半月前とか、そういう話じゃないと思うんですね。今度のこの事業については、町としては、そういう声も議会の中にあっただから、また、町民の声もそういう声がある、そういう要請がある、だから今回はJ Vでいきましょうとか、そういう方針をこれは決められるでしょう、皆さん。それを間際にならなければ決められないみたいな、そういうことはないと思いますよ。まして今、白紙だと言いましたね。

この間の臨時議会のときにも、その話、議員さんから出ているはずですね。J Vでやって、何とか地元の業者さんに仕事をやらせられないのかという話。そのときは、3億円いかないやつはJ Vに適さないとか言いましたが、浅川町では、公共下水道では3億円以下の事業についても、地元の業者のことを考えてJ V組んでやったんですよ。そうでしょう。だから、それを組めないわけではないです。

だから、その辺については、まず1番目には、しっかりしたいい施設をつくる。それから、できるだけ安くつくる。それから、この事業が町の業者さんの経済活動に少なくともやっぱり寄与できるような、そういうことを一義的に考えて、やっぱり入札を考えてください。

ですから、当然、J Vを組んでやっていってください。そして、地元の業者が入れば、談合疑惑どうだこうだという話はないと思うんです。やっぱりよその業者さんだけで、地元の業者全然抜いちゃっているから、何だおかしいんじゃないかという話が出てくるんだと思うんです。

以上、その辺についてご答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 本体工事の際は、技術者不足による辞退ということのないようにということでございました。

なかなか把握するのが困難な場合もございます。けれども、なお十分に把握できる範囲で確認をしながら進めていきたいと思っております。

それから、先ほども申し上げましたけれども、執行が談合にかかわったとか、天の声とか、そういうことは今までも、今回もありませんでしたし、そういうことがあるから漏れるというのは、私は一般的な話とはいえ、聞いたことはございませんでした。

それから、下水道のときにJ Vを組んだんじゃないかということでございます。

これは、その地元の経済的な活性化とかそういう意味じゃなくて、技術力の取得というのが一番の目的であって、地元の業者に工事をやってもらって、地元にお金を落としましょうとか、そういうのが第一義的な目的ではなく、今まで下水道工事というのをやっていなかったために、技術を地元の業者も習得する意味を含めてJ Vでやったというふうに私は聞いております。

それから、地元の業者が入れば談合情報がなくなるとかということもございましたけれども、J Vにつきましては、J V（共同企業体）活用の原則というのもございますので、こういうようなことを踏まえながら検討していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 技術を高めるためということでJVを組んだということではありますが、それだけではないことはよく町長承知しているはずなんです。

そういう理由をつけてしまうと、地元の業者を、いわゆる排除してしまう、そういう論理になると思うんですよ。だから、私がお願いしているのは、できるだけ地元の皆さんを入れるように努力してほしい。これはできるでしょうと、こういうお話ですから。それができないということになったら、ちょっとおかしいと思いますよ。その辺、副町長、勘違いしないでください。

それから、浅川町で談合騒ぎは一度もなかったなんて、その当時、副町長は役職どこにいたか私は思い出せませんけれども、石川福祉会への施設建設のときに、談合で大騒ぎしたでしょう。それから、給食センターの設計入札のときも談合情報が出て、そして1回中止になったでしょう。業者入れかえたでしょう。ないんじゃない、あるんですよ。

だから、私が言うのは、あったからどうのこうのじゃなくて、そういうような町民から誤解を受けるようなそういうことのないように、そして町民の声をできるだけ、入札とか建設事業に生かしていけるように、十分心してやっていただきたい。

副町長のやっぱり仕事というのは、私はまさにそこだと思うんです。町長がなかなか目の届かない、その部分について、町長とよく相談して、そして町民のため、町の業者のため、そういったことに心をはせて、そしてやっていただきたいということでもあります。

これは、答弁は結構です。

○議長（円谷忠吉君） では、ここで昼食のため、1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順4、10番、角田勝君、（2）町農業の振興への具体的施策についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 町の産業の重要な柱であります農業ですね、ご存じのように、年々その衰退が明らかになってきています。特に、TPPなんかが実施されて、国がこれを認めるという、批准するなんていうことになれば、なおさら、とりわけ浅川町の米や畜産、こういうものに対する痛手は大きなものがあるというふうに思います。とりわけ、福島県は原発の風評被害、こういうものも含めて、農業に与える影響ははかり知れないものであります。

そこで、私は、今度の町の第5次振興計画の具体的な施策等について、農業の分野で質問したいと思います。特に、その部門でも、農業後継者の問題等を重点的に伺いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1つは、第5次振興計画の総合計画に、第4章の主な事業について、また、前期計画の農林業で挙げた施策の具体的な計画の立案などについて、これをどう展開して実施していくかということでもあります。

2つ目には、特に、担い手、後継者確保、新規就農者への支援事業、まさに、これらは農業の跡継ぎを確保するというか、この町でもきちんと確保して行って、農業を振興させていく、そういう柱の一つに、私はなっております。これらについてもお伺いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

2つまとめてお答えをしたいと思います。

具体的な施策につきましては、米の需給調整のための加工用米、飼料用米、振興作物への助成、漢方資材栽培米への助成、農村の多目的機能を維持するための日本型直接支払い事業の取り組み推進などを引き続き実施をしております。

また、第5次振興計画、農林業の主要施策の1番目に記載したとおり、町の農業振興を図っていく上で、最も大きな課題が担い手の育成、確保であると認識しており、まずは各地区との話し合いを持ち、いわゆる人・農地プランを作成し、国や県からの支援を受け、課題解決に向けた取り組みを行いたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 確かに、今、町長が言われるような事柄、そのとおりだと思います。ただ、この計画で示された、この具体的な施策ですね、そういうものについて、どういうふうにやっぱり展開していくのかということで、もう少し具体的にご答弁をいただければというふうに思います。

農林業の施策の体系ということで、これは前期計画、基本計画の47ページに、（1）担い手の育成、確保と受委託農業の確立、（2）米の需給調整の推進、（3）農業の農村機能の維持、（4）持続可能な農業の実現、（5）農業の6次産業化の検討、（6）都市と農村との交流の展開、（7）森林の健全育成と活用と、こういうふうに、体系的なものでは示されております。

特に、この（1）の、町長が今言われますように、今後の農業を担っていく担い手の育成、これについて、町はもっと具体的に、この担い手の、例えば状況をふやしていくためには、この計画でも、現在の30人から、基準需要から、この26年度ですけれども、目標値では31年までに50人に、この認定農業者をふやすと、こういうふうな数字の目標も掲げております。具体的に、やっぱり、そういう担い手認定の農業者、これをふやしていく、目標を掲げておるんですけれども、しからば具体的に、どういうふうな具体策を講じながら。町長が今答弁されました、各地域での話し合いなんか進めながら云々ということもありますが、やはり、農業は今、本当に産業として、これから確立するのかどうかという岐路に立っているし、兼業農家が多いこの浅川町でも、もう世代が交代すれば後継者がいないと、うちの息子もやらないんだというふうなことが頻りに言われておまして、その確保あるいは担い手をきちんと確保していく、後継者を育てていく、そういう具体的な施策は私は今、必要だと思うんです。

各自治体によっては、この新規営農者にも、国や県の補助金を含めて月15万円で何年間保障するとか、いろいろ、各自治体であります。担い手、認定農家に対するそういう支援も、より具体的に、この浅川町独自で進

めるべきではないのかなど、こういうふうにするのであります。その点、もう少し具体的に、この跡継ぎをどうするのかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 今答弁をしたとおり、人・農地プランというのが、各種支援を受ける、国とか県とかの支援を受けるためには、このプランを作成することがほぼ必須になっております。なので、今年度におきましては、これから各地区にそういった会合を持って、話し合いをしていただき、出し手と借り手だとかの、今後どういうふうに進めるのかということを進めて、新規就農者に対する給付金だとか、あるいはハード的な助成だとか、そういうのも人・農地プランが前提となっておりますので、そういう、この人・農地プランを作成するようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 人・農地プランで、各地域で話し合いを持ちながら、地域ごとのやはりこの農業のあり方、こういうものなんかも含めて話し合いをしながら、各地域ごとの、いわゆる地域農業をどうするというふうな点を進めながら、後継者をつくっていくと、こういうふうな答弁であります。それは、今年度中に、例えば具体的にどういう話し合いを持つわけですか。

例えば、私が住んでいる東大畑なら東大畑の農業をどういうふうにするか、あるいは地域を含めて、これからの地域づくりなり農業を進めていくのかという、そういうところに話し合いの主を持って行って、そして、どういう形でそれをまとめ上げていくのか。例えば、その地域なら地域の中で、いや、もっと法人化したり、あるいは委託するような、そういう後継者が出てくれば、みんな任せてもいいよというようなことが出れば、そういう方向で、収益化を拡大していくとかですね、そういうプランとしては、どういう形に持っていかうとするのか、その辺が、地域で話し合いをしなければわからないんだというのではなくて、今、浅川町におけるその地域の特性なり、特徴なり、そういうものはもう町でもつかんでいると思うんです。

例えば、山白石地域については、やっぱり畜産を、たばこにかわって畜産を伸ばしていく、そのためには後継者をどうつくっていくのか、あるいは、畜産の振興をどうしていくのか、例えば堆肥の問題なんかも、堆肥舎をつくるのか、あるいは共同で、一定の規模で畜産をやっていくとか、いろいろな具体的な方法があると思うんですが、その辺の具体策についてはどういうふうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず初めの、どのように進めるのか、あるいは区域のとり方なんですけど、まだ、具体的には検討中でございますが、イメージとしましては、基本は行政区ということにはなるんでしょうけれども、行政区単位ではなく、山白石地区であれば、山白石地区7区のみならずだとか、あるいは例えば私が住んでいる中里であれば、中里だけではなく、中根の圃場整備が根岸のほうまで含まれていますので、そういうところのエリアだとか、その辺については今後、各種関係者の方とも検討しながら進めていきたいと思っております。まずは、このプランをつくらないと……

〔「もうちょっと声を大きくしてください」の声あり〕

○農政商工課長（岡部 真君） あ、はい。先ほど言われました畜産振興だとか何かということに、何か事業を

進めるということになっても、やはりその人・農地プランというのが前提になりますので、農家さんのニーズだとかを、よく話を聞きたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）「京セラ」の棚倉町からの撤退について、町も働く人々を守るために最善の努力をすべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 京セラの問題ですね。京セラのいわゆる棚倉町からの撤退について、町も働く人々を守るために、最善の努力をすべきという表題であります。

きのうの新聞にも、6月いっぱい生産中止だということで、「転勤か退社か迫る苦渋の選択、不安を抱く社員、家族」とこういう見出しで大きく載っております。前にも出ましたけれども、この京セラというのは、本当に、この日本でも、大企業の中でも、いわば先端を行く通信機器なりあるいは、今は太陽光の液晶とか、さまざまな分野で先端を行っている会社だというふうに思っておりましたし、今、棚倉の300人を超える人、従業員の工場を、今月いっぱいでもう閉鎖なんだと、こういうふうなことはまさに夢にも思わなかったわけがあります。

この趣旨の中でも、1、2、3というふうに挙げましたけれども、1つは町内での、いわゆるこの京セラの下請企業や、あるいは京セラの従業員の数や今の状況などについてどうなっているのかと。

2番目には、撤退をめぐる現状、この記事でも、棚倉の町長を初め、いろいろ努力をしているというふうなことが書かれておりますけれども、本社の京都にも行ってきたというふうなことも書かれております。そういう働きかけや現状について、今、浅川町が知り得る、そういう状況はどうなっているのかという現状であります。

3つ目には、こういう企業の論理であります。働く人から見れば、全く寝耳に水のような、一方的なそういうことが、この世の中、社会ではあり得るわけなんですね。ただ、あくまでも自主退社や転勤ということを追っているようです。これ、希望退職ではないんですね。本当に自主的な、退職する際も、どうしても北海道にも行けないというようなことであれば、自主退職をするしかないんだということなんですね。ですから、自主退職ということになりますと、企業の責任は、責任というか、そういうさまざまな今後の保障などについても、企業は責任を持たないというようなことが、まかり通ってしまうんですね。

こういうものも含めて、浅川町でも町長を先頭に、とりわけ棚倉の町長、あるいは近隣の市町村長等とも力を合わせて、国や県への働きを含めて、全面的な生産停止、撤退ではなくて、やっぱりあの施設を利用して、一定の一部操業をすとか、あるいは京セラが影響力を持つ、そういう関連の企業の創業、こういうものも含めて、強く要請をすべきだろうというふうに思うんです。働く人々の、本当に暮らしを守る、そういう先頭に浅川の町長も立っていただきたいと、浅川町の役場も立っていただきたいと、こういうふうに思うのでありますが、お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目の町内の状況ですが、商工会からの情報では下請企業はなく、従業員はパート職員を含めて、30名ほど働いているようです。

2点目の撤退をめぐる状況は各種新聞報道のとおりですが、要約いたしますと、京セラの通信機器事業では採算が悪化し、生産拠点を北海道北見市に集約することとなり、棚倉工場は6月末で操業を終え、300人を超える従業員は配置転換となるような情報です。

3点目の企業への申し入れ、関係機関への要請等については、棚倉町を初め、関係機関と連携し、最善の対応をしたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 浅川町にも30人の従業員がおるといことでありまして、今、知りましたが、夫婦で働いている方もいらっしゃいます。とても、子育てが盛りで北海道には転勤できないというような声も聞きました。

こういう状況の中で、この（3）の、町も今、町長の答弁でも、最善の努力をしていろいろやっていきたいということですが、私が具体的に求めた、いわゆるこの国や県への要請あるいは企業への、近隣町村こぞって要請をしていくというような、そういう具体的な動き、そういうものはどういふふうになっているのか、お伺いしたいと思うのであります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 町には、撤退とか、あるいは中止とか、あるいは町で何人働いて、うちの棚倉工場に来ているとか、一切情報は皆無でありますし、私どもの知り得ているのは、商工会を通じてと同時に、新聞報道以外ありません。きのうの民報が一番新しい状況だと思うんです。しかし、それ前には、棚倉町副町長と福島県知事が京都本社に行って、いわゆる継続あるいは中止の撤回等々の要請はしているようですが。

が、会社は、先ほど日本を代表する企業という言葉がありました、世界を網羅する企業ですね。とても、地方自治体の長あたりが行って、営業を続けるとか、雇用を何とかなんていうもので通じるような状況ではない。ただ、言われていることは、棚倉等々の関係者から聞きますと、あくまでも解雇ではないと、どこまでも配置転換だと。そして、いわゆるパートとシルバーの皆さん方には、これは正規職員じゃないのというお話があるのだと。

ただ、1つは、そのだんだん掘り下げて、6月いっぱいということになって、具体的に個々との社員との話もあるようであります。その中で、一番近いのは、私はどここの誰とはわかりませんが、郡山工場に一番近いところがあると、それから新潟県にあるということで、希望があれば、これらの配置転換と、どこまでも希望があればと雇用の条件に沿ってということらしいので、町とか行政にこういう詳細な話は、私どものところには一切届いておりません。

ただ、ハローワークもいよいよ解雇だということになれば、申し込みについては、受け入れて相談に応じますという程度のことで、私どもの町がどうこうではありません。

ただ、先般、町の商工会、経営者協会の事務局をやっているわけですが、町内の経営者協会の経営者には、もし京セラから離職されて地元で働きたいという旨の希望があれば、ぜひ雇用をしていただきたいというお願

いは、経営者協会、経営者の皆さん方にはお願いをしているという、今の状況でありまして、まあ、我々が近隣市町村と出ていってどうこうというようなことで、この時点になって解決つけるような、そういう問題ではないということを申し上げておきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、町長が言われるとおりの、本当に町としてはそれが本音だと思いますし、そのとおりだと思うんですね。ただ、やっぱり、情報が少ない中で、そういう中でも町として、いろいろ情報を、何といるんですか、得るといいますか、そういうことをしながらも、各近隣の町村長なんかとの力を合わせて、町長が言われました一介の町の長が行っても、そういうものではないんだと、どうこうというところでないんだと、私は確かに町長が言われるように、浅川の町長が京セラの本社に乗り込んでいったって、それこそ、けんもほろろでね、話にもならないような状況がおそらく、この大企業はとるであろうというふうに思うんです。

ただ、やっぱり近隣の首長と、町村長と力を合わせて、そして、とりわけ私は近隣の町村長が力を合わせて要請する、そのところはやはり福島県、県を通じる必要があるのではないかと。とりわけ、今、県が原発の風評被害で苦しんでいるときに、一体どういうことなのかということで、やっぱり知事と談判して、京セラに何というんですかね、知事から、いろいろ一部操業を棚倉でもやれとか、やってもらえないとかか、そういうことなんかも含めて、京セラに要請するというようなことができれば、力にはなるのではないのかなと、こういうふうに思うのであります。

ただ、今、町長が言われましたように、町の商工会に、町長が話をしたと。私も、今、そのことも言おうかと思ったんですが、町長は既にそういう話もしたということで、最善の努力をしている、そういう姿だと思うんです。

ただ、もう一步踏み込んで、繰り返すようになりますけれども、地元の、近隣の町村長が県を動かす、そして一定の指導をするというようなことができれば、やるべきではないのかなと。それに向かって、ぜひ、経験豊富な須藤町長が近隣の町村長をまとめて、県に強い要請をしていく。そういうことはできないでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 前にも申し上げましたが、この中止の発表と申しますか、あった時点で、棚倉の副町長と現鈴木副知事が京都本社に行き、中止をやめてくれのお願いをしてきているわけです。ですから、当然、知事はその内容については了解済みだと思うんです。今、お話がありましたように、地元としてやるということではありますが、私、中核はやはり棚倉町長だと思っているんです。だから、棚倉町長がこういうことでやろうと、あるいは時遅しだと思うんですが、そういうお互いに話があれば、それは努力することは、私は私の町の町民として生活を守っている、その生活が事によっては崩壊するわけですから、それは守らなければならないという思いで、今は商工会、局長を窓口にして、いろいろその後の万が一離職者が出たときの対応をどうするかということで各社に懇願をして。ただ、これも、そのときどうするかの話であって、実際そうでなかったらどうするんだと、こういう答えも、従業員は準備したけれども来なかったんでないかということも、やはり背景にあるものですから、非常に微妙なものの判断も必要だと。

なお、しかし、そういう最悪の状況を考慮しながら、話やお願いを詰めていくことが、我々の務めかなとい

うふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（４）町内の上水道配管、詳図の整備はどうなっているのですかの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 上水道のいわゆる管路図のことです。本管とか重要な部分については、きちんと図面が整っていることは当然であります。

振り返ってみますと、この浅川町の上水道事業は、全く安く、地元の業者によって建設されたんですよ。当時、私どもも土地を提供したり、あるいは建設委員として、我が党の議員が建設委員長として、上野圭一議員が頑張って、あの石油ショックのさなかのときに、さまざまな困難を乗り越えて完成させたんですね。改めて敬意を表したいと思いますが、ただ、そういう状況もあって、ビニールパイプが調達できないなんていうことで、建設委員長と町長がクボタの仙台営業所まで行って、談判をしなければならぬような、そういう状況でありましたので、さまざまな困難がありました。

そういう中で、この水道の配管、いわゆる管路図、細かいところまでの図面はきちんとつくることができなかった、そういう状況が私は生まれてきているということを以前の担当者からも聞いたんですが、今度、熊本地震もあって、国が水道法を改正して、この管路の詳図をつくって、詳しい図面をきちんとつくることなどについて法制化してやるんだということが、新聞に載っておりました。それは、相次ぐ災害での断水が、その後の復興に大きな困難を生み出しているという、そういう教訓からだと思うのであります。浅川町も、こういう状況の中で、より詳しい図面を整備する必要があるのではないかと、その趣旨であります。

そこで、1つは、現状はどうなっているのかということ、また、今後の整備についてどういうふうを考えているのかと、進めるのかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

水道事業における配管図は整備されており、関係者がいつでも使用できる状態です。

今後も、さまざまな状況に対応できるよう整備し、管理いたします。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、私の心配は要らないんだと、こういうふうなことになりますか。

ただ、私が言いたいのは、いわゆる共同で、例えば3軒なら3軒で引くような場合は、共同のところまでには、一定の図面ができていて、その後について、各個人への配管なんかは、ほかの畑を通じたり、もちろんその畑の了解を得たりして、行ったり来たりしているところがあるんですね。あるいは、その当時、これはその実際の方の経験でありますけれども、自分の畑に近所の家の水道が、畑の中を通っていたと、こういうふうなこともあるんですね。それは、その畑の地主の人は、特別許可もした覚えはないんだけど、少し土を動かす、出入り口をつくるのに動かしたら、そういうことがわかったと。それは、町がすぐ手を打って、きちんと処置をしたということを伺っております。

そういうこともありますので、そういう詳しい、配管というんですかね、給水管というんですかね、そ

う図面というのは、末端に行けば行くほど不明な点があるのではないかと思いますので、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 配管図につきましては、今、町長答弁ありましたように、本管については1万分の1、2,500分の1をもって、町内全域の配管図を整備しております。これらについては、毎年、管の更新等もやっていますので、前年度に工事したのものについては、翌年度に図面を整備して、いつでも使用できるということで管理をしております。

震災等にも対応できるように、役場に1部保管と浄水場に1部保管ということで、二重の分散化を考慮して管理している状況です。それとあわせて、今お話がありました本管とは別に、給水管ですが、これについても、平成元年より、今話ありました昭和四十七、八年当初からの布設されてきました給水管についても、500分の1の図面に表示をしまして、図面をベースに管理をしている状況です。ただ、当時の図面については、概略図、見取り図でしたので、実際の現場との差があるということですが、そういったものについて、現実に近い形で、毎年、状況が確認できたものについては修正を加え、現場と一致するような、そういった給水管の図面も管理して整備しております。それらの修正についても、前年度確認できたものについては翌年度整備するということで、常に現場に近い形の給水管の整備ということで、毎年対応をしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 安心しました。と同時に、私は今、いわゆる管路というふうに言いましたけれども、いわゆる給水管ですね、いわばそういう細部についての整備に、特に問題になるのは、災害が起きたときに、噴き出したり、断水になったりする大きな原因の中では、やっぱり一番数が多いのは、その給水管の故障だと、障害だと思うんですね。本管等がなれば、これはもう町の最大の問題でありまして、大きな問題になりますけれども、給水管の細かいところになっていると、それらの図面がないと、各個人や共同の給水管をきちんと対応できないような、そういう状況が生まれることを心配するわけでありまして。そういうことについては、今、課長が言われるように、もう当初のものから毎年毎年、いろいろ確認し次第、この翌年に整備をして、図面を500分の1で表示をして、つくっていつているので心配ないと、こういうことであります。

そうすると、水道法の改正で、そういう義務化が求められると、こういうことでも何ら支障はないと、こういうことでありますか、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 国のほうから、給水管、本管網図の整備についてということで、新聞報道等でそういった情報はありますけれども、今現在、具体的にこういった指針に基づいて管網図を整備するようという文書はまだ確認はしておりませんので、その内容については把握はしておりませんが、現在、整備する整備内容については、水道協会が定めています水道維持管理指針という管理指針がありますので、そういった中に給水管網とか、本管の管理図のあり方について明示がありますので、それらをベースに現在整備をしております。今後、そういった国の管網の整備に当たっての指針が提示をされれば、それらに沿った形で検討を加えたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（角田 勝君） はい、了解。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）山白石の旧家、松浦家を町の文化財として保存、活用などをして「町おこし」に役立てる検討をすべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） この山白石の松浦家の問題では、過去にも質問をいたしました。今度の質問は、前とは若干趣旨をかえておりますので、この表題、山白石の旧家、松浦家を町の文化財として保存、活用などをして「町おこし」に役立てる検討をすべきと、こういう観点であります。

前のいわゆる宿泊施設にしたり、さまざまという、それも4の中にはちょっとありますけれども、主としては文化財として指定するという、町の文化財ですね、そして、まちおこし、観光、そういう面で活用してはどうかという提案であります。

同時に、所有者との話がまとまれば、いわゆる小規模な（民宿）クエスチョンマークではありますが、小規模な宿泊施設などの利用なんかも考えてみてはどうかと、こういうことであります。文化財の指定については、町の文化財審議委員会があるわけでありまして、以前の質問の中で、町長は審議会の中でも検討をしてもらうようにしたいというような答弁もありますので、その後の経過や、やはり町の文化財に指定してはどうかということが1番目です。

2つ目には、このまちおこしとして貴重な建物として活用するために、とりわけ、町長も言われるとおりの個人の物なんだということが本筋でありますから、所有者や関係者と十分な協議を進めて、そして合意が得られれば、その検討をすべきだろうというふうに思います。今、留守番をしている、収入役をやった松浦共二さんの弟さんが今、留守番に一人で暮らしているんですけども、その方とも話したんですけども、こういう状況なので、町が何らかのことで役に立つことがあるならば、十分協議に応じますよと、そうすれば私、留守番役でも何でもやりますからというような、そういう話、これは正式な話し合いではなくて、いろいろ話した中で出てきております。進めるべきではないかということです。

3つ目には、これは、私は浅川町の名所旧跡観光、こういう名所旧跡めぐりなどが、各市町村でもいろいろ計画されております。私は、この浅川町で公民館などが音頭をとると、小貫のミイラやそれから城山やさまざまな旧跡、文化財、こういうものをめぐると、そういう名所旧跡めぐりのような、まちおこしも計画立案して、町の人たちがまず一番、町のそういう名所旧跡、文化財、こういうものを知ることが、とりもなおさず大切だろうというふうに思いますので、そういう活用も含めてどうなのかということでもあります。

4番目には、話がまとまれば、これ大規模な宿泊なんていうのは、いろいろ厚労省や消防法などで難しいんでありまして、小規模な民宿程度のそういう施設なんか、宿泊施設なんか、所有者の合意等が得られれば、計画立案するのもいいのではないのかなと、こういうふうに思うのであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 私一人の答弁が妥当なのか、正解なのかは定かではありませんけれども、お答えをいた

したいと思っています。

まず、1点目につきましては、以前に文化財保護審議会で検討した経過がありますが、居住用のため難しいと判断をされたということでもあります。

2点目から4点目につきましては、今も話がありましたように、個人の所有財産のため、現時点では協議はいたしておりません。したがって、観光資源や宿泊施設の検討も現時点では行ってはおりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 個人の所有なのでということが、答弁の柱でありまして、ただ、個人の施設であっても、町が文化財としての価値を認めて指定をするということは可能でありまして、そういうことはぜひ進めてほしいなど、こういうふうに思うんです。

地元の人たちを初め、あの建物に入った人たちが感じるの、やっぱりそれなりの大庄屋の威厳を持った、そして大きな建物であるということはわかると思います。あのような建物は、やはり、今、非常に少なくなってきた、取り壊しやすさまざまな火災なんかにも遭ったりして、貴重な、私は建物だと思うんです。一時は役場も門の上にあります、今は、雨ざらしになっておるといような状況もあります。

これは、個人の建物でありますから、私が今質問しているのは、その方と話し合いをして、やっぱり町がそういうことを考えているんだということであれば、この個人の所有者はさまざまな話を出してきたり、いろいろ話になると思うんです。息子さんも郡山に家を建てて住んでいるというふうなことなんかもあったりして、地域でも松浦家がどうになってしまうのかなど、こういうふうなことも心配している方も大勢おります。何かそういう意味で、私は町が話し合いに乗り出す、乗り出すという言い方もちょっと強いんですけども、話し合いをして、まちおこしに役に立つのであれば、活用したいというふうなことで、ぜひ話し合いを試みるべき価値はあるというふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） かかわりのある皆さんと内部で協議をして、それからだと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）下水道加入金の滞納金時効損害についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） この問題は、我が同僚、上野議員が何回か質問をして、所在のあり方について、追及をいたしました。私は、この761万円に上る、この時効によって、いわゆる公共下水道の加入者の負担金が徴収できない、集めることができないと、こういうふうになったわけでありまして、その件数にして53件、5年間過ぎると時効が成立するというので、その間の、いわゆる町の努力が非常に、私は足りないと言わざるを得ないのであります。ですから、こういうこの761万円にも上る損害、これはやっぱり私から言えば、時効による損害だと思うんですね。

これは、なぜ時効ができてしまったのかということについては、町長の以前の答弁でさまざまな状況がありますということを言いましたけれども、その個人個人のさまざまな状況も確かにあると思うんです。しかし、総じて761万円の5年の時効によって納めてもらうことができなくなったという事実は、その結果責任は、私

は町が負うべきだと思うんです。とりわけ、私は、町の何というんですか、損害、そういうものについての責任は、最終的には、部下がさまざまな職務をきちんとやらなかったということがあったとしても、悪意がなかったということもあったとしても、その結果をやはり町長が全責任を負うというのが、長のあり方で、私はあろうと思うんです。

やはり、町長がそのことについて、やっぱりきちんとした、悪意を持ってやったものではないので、処分や弁償は考えていないというふうな答弁を前にはしましたけれども、私は町民が全て納得するような形で、その損害と私どもは言われる761万円、そういう金額に全てを弁償しろなどということは申しませんけれども、やはり、きちんとその責任の所在を明らかにして、長が一定のみずからを戒めると、こういうことが私は必要だと思うのであります。そのことについて、町長にお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 以前の議会でも何度かお答えをしておりますが、今も、おただしの中にありました。決して悪意があったり、悪いことをしてやろうとか、あるいはごまかしてやろうとか、そういうことでのいわゆる不納欠損ではありません。前の議会でも担当課長が、いろいろと、その期日、手続等について、ご説明を申し上げました。そういうことを踏まえて、私は例の大きなあの事件のさなかに起きたことなんだろうと思います。しかし、さきにも申し上げましたように、あの事件も全職員に綱紀粛正をお願いをし、二度とすみません、ごめんなさいはやらない、そういう職場づくりをみんなでしょうとかたい決意のもとにもかかわらず、こういう問題がどこかのミスで発生したということでありましたので、私は以前にも、これについてはおわびを申し上げますということで、おわびを申し上げておりますので、みずからの処分について、改めて、不納欠損のたびごとに処分をするというようなことは、私はあり得ないと思っていますので、幾重でもおわびは申し上げますが、新たな処分等については、私は現時点でも、これからも考えてはおりません。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長のお考えはわかりました。

しかし、この問題は、やっぱり何というんですか、町史に残る一つの汚点になると思うんです。やっぱり、督促や、未納者に対する催告、あるいは臨戸徴収、こういうものがやっぱり結果的にはおろそかであったということになるわけですね。こういうふうなことは、いまだかつて浅川町でももちろん起きたことがないわけでありまして、そういう意味では、私ははじめとして町長がみずからを律するという、そういうことが私は今、求められるのではないのかなと思うんです。個人個人の、その当時の職員の責任がどうのこうのという、そういうものからもう、何というんですか、追及して、所在を明らかにするような、そういうものとは変わってきているのではないかと。やっぱり、全ての全責任を負う町長が、みずからやっぱりこれらの問題についておわびすると同時に、もう町長は幾度となくおわびをしますという、そういう答弁をしているわけですから、形としてあらわして、そして、はじめをつけるということが、私は町長のあり方だろうし、将来に向けてのやっぱり、あの当時の町長はきちんとした対処をしたと、こう評価されるのではないのかなというふうに思うのであります。いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） ただいまも申し上げました。過去の個々の職員についてどうこうは、私も言うつもりはありませんし、事務手続上、全くどうにもならないことのミスかという、決してそうではないんだと思うんです。これは、水道の問題だけじゃなくて、いわゆる軽自動車から税から使用料から、全てが毎年の年、不納欠損処分がやりたくなくとも出てくるというのは現実でありますから、私はこの一つの問題を、私が自分の職務を律するよりも、これを一つの契機として、もうこういう不納欠損の、本当にどうにもならない不納欠損の処理以外は、もう私どもの町の行政としてはやらないということに、反省に立って努めることが、私の責任だと思っていますし、現時点は、これから、この後、厳しく徴収に、全関係職員が携わってやっています。したがって、以前よりは収納力も上がっていると思います。

しかし、収納力を上げるということは、反面、納税者には厳しい痛みも与えるということにもなります。これも、やはり覚悟の上で、善良な納税者に対してきちんとした、やはり姿勢を示さないと、誰もが納めないということになりますと、自治体、組織は成り立ってまいりませんので、これからは厳しい姿勢で、二度とこういうことを繰り返すことのないように、そして使用料徴収率の向上に全職員挙げて努めると、こういう強い姿勢で臨むことが与えられた職務だというふうに思っております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、9番、上野信直君、（1）町の人口減少対策を強力に推進するための、ほかとの連携強化とその検証はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 浅川町第5次振興計画策定に際し、浅川町人口ビジョンも策定されました。それによると、現在約6,700人の浅川町の人口は、このまま行けば、44年後の2060年には約半分の3,394人になってしまうという衝撃的な内容が示されました。しかし、減少抑制対策をしっかりと行えば、4,700人を確保できるともされました。人口ビジョンよりも1年前に、恐らくできたんだと思うんですが、総合戦略では、今がラストチャンスと捉えて、人口減少抑制対策に取り組むとしております。そして、具体的に、健康、長寿の町づくりや子育て環境向上、農業、商工業活性化など、今年度から取り組むべき施策が掲げられております。そして、これらの施策を推進するためには、行政だけではなくて、多様な主体との連携強化が必要だということが強調されております。私も、このことが、この計画の成否を握る鍵だというふうに思います。

そこで、この多様な主体との連携に関して、大きく3点お伺いをしたいと思います。

まず、1点目です。

浅川町第5次振興計画も総合戦略も、既にこの4月からスタートしております。今年度、町として、①町民や民間団体との連携、②民間企業、経済団体、金融機関との連携、③大学、研究機関との連携、④関係市町村との連携、これらはそれぞれどのようになされるのかお伺いをしたいと思います。

2点目です。

これまで、浅川町が立ちおけてきた、大学の研究機関との連携は極めて重要だと思います。今後、どのような施策で、大学研究機関との連携が考えられているのかお伺いをしたいと思います。

3点目です。

戦略の推進がうまくいっているかどうかの検証体制の確立も大事だとされています。この検証はどこがどう

行うのか、お伺いをしたいと思います。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

1点目につきましては、平成27年度、計画を策定する中で、各界からの代表者から成る振興計画審議会委員から意見を伺ってきました。また、今年度は地方創生事業として、予算を計上し、各事業を実施してまいりますが、関係団体と連携、意見を交換しながら実施していきたいと考えております。

2点目につきましては、今後、検討を重ねたいと思っております。

3点目につきましては、総合戦略専門部会で検証を行っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目でありますけれども、私は具体的に①から④までお聞きをしました。それぞれ、具体的にどういうふうな連携がなされるのかお伺いをしました。具体的にお答えをいただきたいというふうに思います。

2点目です。

私がこの問題で一番取り上げたいのは、この部分なんです。言ってみれば、人口減少を抑えるための町づくりをどうするかという課題ですよね。この課題を成功裏に達成するためには、やはりどうしたって専門家の、私は意見が必要だと。素人が集まっている話をしてもらちが明かない。やはり、大学や研究機関の人たちを招いて、いろいろな意見を出してもらって、それを参考にしながら取り組むということをしないと、今までどおりの進め方になってしまって、まさに人口ビジョンが言う、このままいけば3,394人の町になってしまうよということになりかねないと思うんですね。

ですから、この大学、研究機関との連携というのは、本当に大事だというふうに思うんですけれども、もうこの総合戦略、去年度から始まっているんですね。私、この日付を見たら今年度から始まるのかなと思ったら、去年度から始まっているという内容でした。5年の計画期間のうち、もう2年目に入っているわけですが、まだ具体的に何も決まっていないんですか。改めてお伺いをしたいというふうに思います。

今後、検討をしたいということでありましたけれども、どの部署で検討するのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

それから、3点目の総合戦略検証委員会とおっしゃいましたかね、というのはどういうものなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） それでは、人口減少を抑えるための、多種多様な主体の連携強化、まち・ひと・しごと総合戦略でございますが、非常に難しい問題ではあると思っています。

それらは達成するために、まず、1点目の具体的にどういうところと連携するんだというおたがしでございますが、平成28年度、総務の総務管理費の中で地方創生事業というのを予算計上してございます。これは、まち・ひと・しごとで、若手職員からいろいろ意見を伺った中で、各種事業を立ち上げているわけですが、その中で何点かございまして、例えばふるさと納税返礼花火を打ち上げ等がございまして、これにつきましては役場内、それから観光会社と連携を深めていきたいというふうに思っております。

それから、定住・移住者向け空き家バンク等につきましては、役場、それから不動産会社等との連携協議になろうかなと思っております。

それから、花火の里浅川、安全祈願米作成でございますが、これにつきましてはJAさんと連携を深めていきたいと思っております。

なおかつ、今後、事業をいろいろ立ち上げる中で、それぞれ関係する部署と連携を深めて、よりよい事業を実施したいと思っております。

それから、2点目の大学、研究機関との連携ということでございますが、これはまだ具体的には定めておりません。ただ、その前段としまして、地方創生、それから、まち・ひと・しごとを実施していくためには、一番大事なことは、その職員の能力向上、資質向上かなと思っております。そのために、できれば、中央から大学の先生を呼んできて、まず職員向けにいろいろ今言われている1億総活躍社会、それから地方創生等について、いろいろ講義を受けて、知識を深めていきたいなと思っております。

それから、3点目の検証はどこでということでございますけれども、町長が申し上げたとおり、総合戦略専門部会というところでございますけれども、これは充て職で町には振興計画審議会委員がございまして。その委員会委員の方に、専門部会を委嘱しておりますので、その方たちに検証をしてやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 基本的には始まったばかりのこととありますので、まだ具体的になっていないものが相当ある。余り具体的になっていないというのが実態かなというふうに思うんですけれども、計画をつくったからには、しっかりと取り組んでもらいたいということで、尻をたたくのが議会の役目とありますので、申し上げます。

特に、2点目の専門家の意見を聞くということは、これはやはり極めて大事だというふうに思います。村づくりで大変成功しているというふうに言われております鮫川村では、さまざまな大学と連携をしながら、知識をもらって、一緒にやってもらって、村づくりを取り組んでいるというお話は有名でありますので、浅川町ではそういうものが全く皆無なんです。ですから、やはり専門家の知見を使えば、この浅川町でいい町づくりができる可能性はあるんじゃないかと。あるからこそこういう計画をつくっているんだというふうに思うんですけれども、ですから、それをしっかり位置づけていただきたい。もちろん、職員の能力を向上させるというのは大事ですので、それも取り組んでもらいたいというふうに思うんですけれども、その大学やあるいは研究者の意見を取り入れるというのを意識的に取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、最後、町長、その点だけお伺いをいたして終わります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 大学の先生とか、あるいは知識人とかを呼ぶということは、ある一つの目標があって、その目標に、どの先生で講義をいただいて、教をいただくかということなんだと思います。だから、ここをしっかりと絞って、今、総務課長が言ったように、今、内々に大学の先生等の講習を受ける、内々の詰めの話、確定ではありませんから申し上げますが、この先生にお願いして、職員の教育をしてはどうなんだというこ

とが、今、既に計画としてありますので、それを一つの皮切りに、いろいろな商工部門とか、あるいは農業部門とかの目標を定めての、講師の先生を呼んでの勉強会は、これはやらないと本当におくれてしまうなどというのも、私の実感としてありますので、これからしっかりとやっていきたいなと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（２）幼稚園授業料・保育所保育料を無料化して、町の子育て支援の充実をの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 浅川町第5次振興計画にも、人口減少抑制対策を掲げた総合戦略でも、我が町は子育て支援を強化する必要がある、これに取り組むとしております。私は、子育てする若い世代の経済的負担をなるべく軽減するため、幼稚園の授業料と保育所の保育料は無料にすべきだと思います。幼稚園授業料については、実施する自治体がふえております。しかし、保育所の保育料まで無料というのは、極めて少ない状況です。この保育料こそ、給料が安い若い世代にとっては大きな負担ですので、浅川町ではぜひこれも実施すべきだと思います。

以上の考えのもとに、3点お伺いをします。

1点目です。昨年の12月議会で町長は、私の一般質問に、平成30年4月の幼保一体化施設のオープンに向け、幼稚園授業料、保育所保育料を無料化することも検討する旨の答弁をされました。この考えは現在もお変わりはないかどうかお伺いをします。

2点目です。幼保一体化施設のオープンまで、もう2年もありませんが、この検討はなされているのか、なされたのかどうか伺います。

3点目です。これからというのであれば、いつ、どの部署で検討するのか、結論はいつごろ出せそうなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目については、これまでもおたがしがあり、子育て支援については幼保一体化施設のオープンに向け、経済の動向などを勘案しながら検討し、考えてまいりたいという答弁には変わりはありません。

2点目、3点目につきましては、保育料、授業料について、これまでも、つい最近ですが、軽減を行っておりますが、これから、今問われているのが、政府のいわゆる子育て支援にかかわる保育料、幼稚園等々の授業料の無料化等があります。この7月の参議院の選挙のいかんによってどういうふうになるのか、私どもも定かではありませんが、国が少子化対策あるいは子育て支援という方向に向かって、保育士の給与のアップとか、あるいは保育所の待機児童ゼロの実施とか、あるいは地方の自治体にも保育料の無料化とかというものが、具体的に出てくれば、私はそれにやはり準じて行おうのが、一番の筋かなとは思っています。

ただ、それがなき場合、私どもは新しい30年4月のオープンのときにどうするかというのは、一つの課題だと思っておりますが、そのオープンの時期に合わせて、できるだけ、無料化になるように、どうすれば財政措置等々ができるかは、その基本として据えておきたいなというふうに思っておりますので、前回の答弁とは変わってはおりません。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 基本的には、考えには変わりはないと。ただ、国の動向を見て、やりやすくなることもあり得るということだというふうに思うんですね。国の動きがここでとまったから、じゃ、ここまででやめようということではなくて、ぜひ、幼稚園授業料、それから保育所の保育料の無料化、これはやっていただきたいというふうに思います。

石川管内でも、古殿町は、幼稚園の授業料も一切取らないし、保育所の保育料も全員無料ということで、あそこは本当に過疎が、人口減少が深刻ですから、必死になって取り組んでいる。浅川町も必死になって取り組まなければならない状況は、大差ないというふうに思いますので、ぜひ、その部分を考慮して、取り組んでいただきたいということを、これは要望として申し上げます。これは、答弁は結構です。

終わります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）石川管内での特別養護老人ホーム増設の見通しはどうなっているのかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 介護保険の保険料を納めていけば、必要な人は入れるはずの特別養護老人ホームは、絶対数がまだまだ足りません。このため、退院を迫られて病院探しを繰り返す方、見るほうが倒れると言われる家族介護を自宅でする方、そして、老人だけの世帯では、老老介護という深刻な状況が一向に改善されません。基本的には、国の施策の問題だというふうには思うんですけども、国の悪政から住民を守るのは自治体の仕事であります。町は、管内町村や石川福祉会と連携して、特別養護老人ホームの増設、増床に強力に取り組むべきだと思います。

その観点から、3点お伺いをします。

1点目です。現在、特別養護老人ホームの入所の順番待ちをしている浅川町民は何人いるのか、待機者数を伺います。

2点目です。石川福祉会が経営するさぎそう、さくら荘、たまかわ荘、ふるどの荘、よもぎ荘、それぞれの待機者数と、5施設の待機者の総実人数をお伺いしたいと思います。

3点目です。ふるどの荘、よもぎ荘——ふるどの荘は古殿町、よもぎ荘は平田村ですね——における増設あるいは増床の見通しが開けてきているという話を聞いておりますが、どのような状況になっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目ですが、入所申し込みをしている方は、浅川町では38人です。

2点目、各施設の入所申し込み状況ですが、これはかぶっています、人数は。さぎそう99人、さくら荘109人、たまかわ荘99人、ふるどの荘76人、よもぎ荘110人の493人です。

3点目、石川福祉会からは、今のところ建設する計画はないということであります。

それで、先般の福祉会の評議委員会の中で、今、上野議員が言われたような施設の建設について、私は私の

立場で理事長等々にいただきました。その中で、現時点では、増設というところまでは考えていないというのは、福祉会の考えであります。

これは、当然、石川郡管内で増設をするということになりますと、公的でやる場合には、福祉会だけでは事業の推進計画はできません。当然、5町村の財政的の支援、あるいは計画に対する支援等がないと、福祉会としての増設は、福祉会だけでは無理だと思います。ただ、福祉会として計画を立てたり、あるいは国・県の補助金の申請や進達をするということは、事業主体としては可能だと思うんですが、財政の負担の面からすれば、これからの増設は、5町村の行政と福祉会と一体になって前に進めない限りは、現時点ではできないということでもありますから、今の福祉会の経営の状況から見て、即、増設をするというような状況ではないということをはっきりしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 浅川町だけでも38人の方が特別養護老人ホームに入りたいんだけど、あきがないので入れなくて待っていると。家族の方が介護されているのか、病院に入院されているのか、そういう状況にあるということでもあります。

石川管内全体で見ると、ダブリもあるんでしょうけれども493人、500人近い方がそういう状況にあるということで、これは本当に深刻な状況だと思います。やはり、皆さんがというか、比較的年金が安い方でも入れるのは、やはり公的な特別養護老人ホームでありまして、石川管内で言えば、石川福祉会、5町村が設立をした石川福祉会がつくった、先ほど申し上げた5つの施設だと思うんですね。こういう施設をもっとなるべく早くつくるべきだというふうに思います。

これまで、浅川町のさぎそう、石川町のさくら荘、それから玉川村のたまかわ荘でしたか、これについては、施設に隣接する用地があったので、増設、増床ができた。ところが、古殿町と平田村に関しては、土地が狭い、土地がないということで、これができなかった、見送られたという状況がありました。しかし、私が聞いているところによると、平田村でも、玉川村でも、それに提供できる土地が見通しがつきつつあるという、お話をそれぞれの町村の議員から聞いたんですけども、私は、そういう状況であります。

もちろん、石川福祉会単独ではこれはできないわけで、5町村がバックアップしてやらないとできないわけですけども、石川5町村では、この増設、増床について、土地が確保できれば、これはやる必要があると、こういうふうな認識で共通しているのかどうか、まず、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 5町村で、必要だなという共通の認識は全く一緒であります。ただ、問題は財政の問題で、じゃ、どれだけ国・県補助があって、どれだけ負担をしなければならぬんだというのが、大きなやはり問題点でありまして、その現実的にやるとする計画は、福祉会がきちっとつくって、さあ、お互いに協議してということにならないと、なかなか町村会だけで前向きには出ませんし、あるいは場所の問題も。まあ、いろいろな話の中ではね、できたとか、あるとかありますけれども、本当に現実的にそこで可能なのかどうかというのは、やはり福祉会がきちんと下調べをしたり、調査をしたりして、具体的にものごといつたときという

決して、町村会は、市町村長は今こういう状況の中で、増設とかは必要ではないわということは、とても、恐ろしくて言えないと思います。ですから、これはつくって、一人でも多く介護をして、老後安心して生活できる、そういう環境は必要だねということと、あわせて、できれば医療機関等々が出てですね、大規模なものをつくっていただくのも、どういうことなんだと、そういう話もあるということが、現実、今の状況だと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 確かに、財政的なものを無視してやるわけには、これはいきません。

ただ、石川管内で、順次、5つの特別養護老人ホームをつくりましたよね、石川福祉会が表に立って、5町村もバックアップをして。そのときの建設費は、5町村がそれぞれ負担して応援したわけですけども、もう順次償還が終わって、相当減っているはずなんですよね。ですから、増設、増床の分についても、これは負担できない額ではない、計画的に、長期的に返済するという展望に立てば、これはできるだろうというふうに思います。ぜひ、そういう立場に立って、やはり、一日でも早く、この特老の増設、増床ができるように、町長、ぜひ取り組んでいただきたいと、石川福祉会にも働きかけていただきたいし、管内5町村の中でも、強く言っていただきたいというふうに思うんですけども、お考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 前にも申し上げましたが、私、評議委員会で、そのような訴えをしています。どうするんだと、これほどの待機者がある、言葉は悪いんですが、死に待ちで、この人たちをどうするんだと。福祉会として、基本的に、この大事な事業の基本をどう据えつけるんですか、という問いかけをしているんですが、なかなかぱっと答えは出ない。それは、5町村としては福祉会がやるよということになれば、当然、その今の状況から判断すれば、それはだめだぞということにはならないと思うんです。

ただ、問題は、繰り返しになりますが、お金の問題ですね。これらがクリア、さあいいぞとなったときの話になるんだろうと思います。しかし、急は要すると思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）全国で大きな地震が起きる中、防災計画にある原発事故対策の取り組み状況はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 全国的に大きな地震が発生しています。浅川町では、東日本大震災の経験を踏まえ、平成26年3月に浅川町地域防災計画をつくりました。その中で、今後の地震、津波で東京電力福島第1原発と第2原発で冷却機能が失われて核燃料が高温となった場合は、放射性物質の飛散等が想定されると、再度の放射能汚染の危険を指摘しております。これを受けて、計画では、第6章、原子力対策計画という1章を特に設け、町は原子力災害に対する事前対策に取り組むとしております。ここで示されている事前対策のうち、特に以下の6点について取り組み状況をお伺いします。

①防災体制の整備をする。原子力災害にかかわる必要な事項について検討し、資料などを整備し、マニュアルを定めるとなっていますが、取り組み状況をお伺いします。

②環境放射線モニタリング協力体制を整備するとありますが、取り組み状況をお伺いします。

③住民等への的確な情報伝達体制の整備が挙げられていますが、取り組み状況はどうなっているのでしょうか。

④避難等への対応も決めておくということになっておりますけれども、どうなっているのでしょうか。

⑤原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めることになっていますが、取り組み状況はどうでしょうか。

⑥原子力防災に関する訓練として、原子力災害が発生した場合を想定した訓練を実施するとありますが、取り組み状況を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目ですが、防災体制の整備につきましては、浅川町地域防災計画第2部の第1章、第1節に掲げる防災組織の整備、充実と同じ整備をしたいと考えております。

2点目、環境放射線モニタリング協力体制の整備につきましては、防災計画に記載のとおりですが、緊急時のモニタリング協力要員の確保については、担当職員等を考えております。

3点目、住民等への的確な情報伝達体制の整備につきましては、防災計画、ハザードマップの情報の伝達経路に定めたとおり行います。

4点目、避難等への対応につきましては、県から示されており、それに即して対応していきたいと考えております。

5点目、原子力防災に関する知識の普及と啓発につきましては、国・県と協力して、普及啓発に努めてまいります。

6点目、原子力防災に関する訓練については、町独自では困難なため、県で実施する訓練に参加したいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この地域防災計画は、おととしの4月、平成26年4月に配られました。ですから、もうできて2年以上たつということになりますね。その間、この原子力災害に対するものが、せっかく計画ができていたけれども、目に見える形でこの計画が実施されているような状況が、私には見えない。で、今回、質問をしたわけでありまして。こういう立派な計画をつくっても、つくって終わったんでは、これはしょうがない。やはり、この計画に基づいて実行してこそ、あの経験に基づいて町民を守れたというようなことが出てくるんだろうというふうに思うんですね。ですから、こういう計画をつくったならば、それにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思うんです。

とりわけ、この原子力災害に対する防災、これについてはどの部署が一体音頭をとって、こういう訓練とか、啓発とかをやるのかなど。浅川町の役場の中ではどこがやるのか決まっているのかなというふうなことで、大変不安なんです。実際に、この部署だということであれば、本当にその部署はこの2年間やってきたのかなというのも、私はよく2年間を振り返ってみて、ぴんと来るものがないという状況なんです。やはり、こういうものをつくったからには、しっかりと取り組むことが必要ではないかというふうに思うんですけれども、町長の認識を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） まず、どの部署が行うのかというおただしでございますけれども、総務課庶務係に消防担当がございます。したがって、部署につきましては、総務課庶務係になります。

それから、この計画が立てられて2年過ぎて、実際行動が見えてこないのではないかとこのおただしでございますけれども、ご質問の1点目から4点目につきましては、いろいろな整備、それから対応でございますので、防災計画に定めたとおりやればいわけでございます。

特に、5点目、6点目がおただしのところに該当するのかなとは思いますが、この質問は平成26年6月にも同じく9番議員さんから受けていまして、その際も、先ほど町長答弁のとおり、⑤の原子力防災に関する知識の普及と啓発、それから、原子力防災に関する訓練等につきましては、そのときも町独自では困難、それから県と一緒に行っていきたいということで答弁をしたかと思っております。したがって、今後、県からということで普及、それから啓発をなさうということがあれば、それに基づいて普及、啓発をしますし、県のほうで、原子力防災に関する訓練を行いますということであれば、それに積極的に参加をするということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 県がやる際に、それにまざるということですか。県がいつまでもやらなければ、やらないということになってしまいますよね。どういうふうにかんがえたらいいんだか、ちょっと難しい問題だなというふうには思います。

細かい話になりますけれども——今のはそれで結構です。細かい話になりますけれども、あの原発事故が起きた際に、三春町では、住民にヨウ素剤を配って普及をさせたということで、一時非難する人もいたけれども、結果的には、あれは適切な対応だったというふうには、私は評価されているんだらうというふうには思います。風向き次第によっては、再度、放射能が拡散するような事態が起きた場合には、私らのところだって、絶対安全ですとはこれは言えないわけですよ。そのときに、とりわけ、子供たちの健康を守るために、ヨウ素剤を適切に住民に配って、それで普及をさせるということは、これは本当に大事なことなんだらうというふうには思うんですけども、ヨウ素剤って浅川町にはあるんですか。もし、なければ、これはどこから来るんですか。

あの震災のときは、本当に大混乱して、交通網もずたずたになった。そういうときに、例えば福島に連絡をとってヨウ素剤を持ってきてくださいなと言ったって、これは来るわけがないですよ。そういうときの備えが、浅川町にはあるのかなというふうなのが大変心配なんです。消費期限もあるし、服用に当たっては、医師の指導が必要だというふうには聞いておりますけれども、それも現物があつての話ですよ。このヨウ素剤の準備、これはきちんとなされているのかどうか。この計画の中でも、ヨウ素剤の普及についてよく啓発しておけというようなことが書いてあるんですけども、ヨウ素剤がなくなっちゃ、そんなのは話にもならないことですから、どういうふうな状況になっているのかお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） ヨウ素剤の保管につきましては、平成26年6月に、同じく9番議員から質問を受けたときに、いろいろ議題になったかと思っております。そのときと、情勢は変わりませんが、ヨウ素剤は県中保健

福祉事務所に保管はしております。浅川町では保管はしていません。

緊急時には、いろいろ経路等はあるかとは思いますが、県中保健福祉事務所から供給を受けて使用するようになるかと思えます。

ただ、2年前もいろいろ議論になったかと思えますけれども、その県中保健福祉事務所で持っていて、浅川町で持っていないくは、その緊急時に輸送等々で困るんじゃないかというおただしも受けておりますけれども、現在のところ、そういうこととございます。そういうことということは、県中保健福祉事務所に保管してあって、緊急時には浅川町に運ぶなり、とりに行くなりして、使用するようになるかと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）一部不衛生なJR線路沿いの排水路の管理責任はどうなっているのかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 特に、JR磐城浅川駅周辺の線路沿いの排水路は一部不衛生だったりしております。この間、隣接地の方から悪臭やボウフラの大量発生などで毎年困っているという声が寄せられました。

そこで、4点についてお伺いをします。

1点目です。JR線路沿いの排水路は、場所によって、JRの管理区間あるいは町管理区間とあるようですが、具体的にどうなっているのかお伺いをします。

2点目です。町の管理区間の管理は適切に行っているのかどうかお伺いをします。

3点目です。JR管理区間は、JRが適切に管理をしているのかどうかお伺いをします。

4点目です。JR管理区間が適切に管理されていない場合、近隣住民のために町が対応するほかないと思えますが、どのようにお考えなのか伺いたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

ご質問の区間における管理区分は明確であり、管理区分に従い対応しております。詳細については、担当課長より答弁をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それでは、お答えをします。

まず、1点目についてご説明を申し上げます。

踏切の名称で区間を特定し、説明をしたいと思えます。

南側になりますが、新道踏切、これについて旧桑原自動車さん付近の踏切でございます。新道踏切から大同踏切、農協事務所付近の踏切を大同踏切という名称になっております。この間の線路における、東側と西側で説明をしたいと思えます。東側の水路については、大同踏切より棚倉方面に約170メートル程度は、敷地はJRさんの敷地ですが、町管理の水路となっております。この新道踏切と大同踏切間におけるそれ以外の水路については、全てJRさんの水路というふうな管理区分になっております。

次に、大同踏切から一色街道踏切、浅川小学校付近の踏切を一色街道踏切というふうな名称になっておりま

す。この区間においては、線路より東側の水路については、全て町管理の水路となっております。同じく、西側の水路につきましては、大同踏切から里白石方面に向かいまして、浅川駅裏付近の町道と軌道が接する箇所までについては、JR管理の水路と。その下流については町道部分において暗渠により水路となっておりますが、町管理の水路というふうになっております。

繰り返しまして、新道踏切から一色街道踏切までの区間については、入り組んだような形でもって、管理区分がそれぞれ明確になっております。

2点目につきまして、町管理区間の管理は適切かということで、町管理の水路については、今申し上げた区間について、土砂等の堆積物もないことから、悪臭等は発生していないものというふうに思われます。今年度は、浅川小学校プール付近のコンクリートふたで損傷している箇所、こういった箇所を修繕する予定であります。そういった状況において、町管理の水路については、適切に管理しているものと思っております。

次に、3点目についてですが、JR管理の区間はどうかということで、これらについては、今申し上げた管理区分に従いまして、JRにおいて管理されているものと理解をしております。

4点目についてですが、JR管理区間が適切に行われない場合、町が対応するのかということですが、管理区分は明確でありますので、原則に従いまして、適正な管理がされるよう、JR等に要望を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 大変明確な答弁ありがとうございました。

私が相談を受けたのは、新道踏切から大同踏切までの間の東側の区間に当たる部分です。相談を受けた方のお話ですと、あそこはふたがないんですね、排水路には一切。ふたがなく、風で飛ばされてきたごみがいっぱい入っている、それからもちろん砂とか何かも入っている、それから両側から雑草が生い茂っていて、それが下がってきて、流れが悪くなっている。その上に、もともとほとんど傾斜がないと。こういう状況のもとで、先ほど申し上げたような不衛生な状況が発生しているということでもあります。

浅川町の区間については、町に言えば、これは町ですぐに対応してくれると、こういうことで理解してよろしいですね。それから、JR管理区間については、町に言えば、JRのほうに要請してくれると、こういうことで理解してよろしいですね。その点を確認したいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 基本的には、町管理のものについては町で管理をしたいと。土砂、堆積物、草刈り、あとは暗渠になる前に、鉄筋等で流出物が暗渠の中に入らないようにというふうにしてある箇所もありますので、基本的には速やかに町管理の部分については対応したいというふうに考えます。ただ、鉄道敷地がありますので、安全を確保する関係上、事前にJRと協議等をして、安全を確保した上で、町管理の水路については対応したいというふうに考えております。

また、JR管理の排水路等にあつては、JRのほうに速やかに連絡をしまして、区間を明示をしまして、それぞれの改善策の案件については要望等を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） JRの管理区間でも、JRはなかなかお金がないので、すぐにはできないというようなことを言うというような話も、ちょこっと聞いたんですけども、本当かうそかはわかりませんが、JRのほうではきちんとすぐに、迅速に対応してくれているのでしょうか、JR管理区間について。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それでは、お答えします。

今回、一般質問で、こういった形の不衛生な状態の管理についてどうかということで、JRの太子保線区のほうに問い合わせをしました。基本的には、原則的にはJR管理の区間についてはJR対応しますということですが、内容によっては、協議をさせていただきたいという話もありました。そういったJRの管理の水路に生活雑排水等が入っているということであれば、基本的には、これらの処理は町におけるさまざまな事業で、雑排水は余り排出しないようにということが望ましいということなので、そういった案件があれば、そういった場合には協議をさせていただきたいということですが、基本的には、管理区分が先ほど申しましたように明確ですので、その管理区分に従いまして、一定の時期には対応していただきたいというふうに要望するのが基本かというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（7）国保加入世帯の状況は年齢構成、所得水準はどうなっているのかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 平成28年度の予算では、国保加入世帯は909世帯となっています。広報あさかわの6月号によると、浅川町の総世帯数は2,170世帯でした。したがって、全世帯の約42%が国保世帯だということになります。さて、国保は他の医療保険に入れない無職者や高齢者などを全て抱え込む保険です。当然のように、低所得者が多く、医者にかかる高齢者が多い、国保税の負担も重いものになると言われております。

そこで、浅川町の実態はどうか、次の2点について、お伺いをしたいと思います。

1点目です。加入者の年齢構成の割合はどうなっているのかお伺いをします。

2点目です。加入世帯の所得水準はどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えします。

1点目の年齢構成割合については、平成28年3月末現在、20歳未満9.83%、20歳から40歳未満10.51%、40歳から60歳未満21.64%、60歳から75歳が58.02%となっています。

2点目については、平成27年度末の所得なしは27.4%、200万円未満51.8%、200万円から400万円未満15.0%、400万円から600万円未満3.7%、600万円以上は2.1%となっております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） やはり、一般的に言われているのと全く同じで、浅川町でも高齢の方が大変多い。それから、所得の低い方がもう圧倒的の大多数という状況があります。こういう方々だけを集めて保険をつくっているわけですから、当然、保険料だって重いものにならざるを得ないわけですね。今の、やはり国保税が他の保

険と比べて、社会保険等と比べて重いというのは、もう前々から言われていて、全く変わらないわけです。こういう実態があるからこそ重いんだということは、町長も改めてご理解いただけたらというふうに思うんですけれども、今年度は国保基金から999万円でしたっけか。

〔「1,000万円」の声あり〕

○9番（上野信直君） 1,000万円を取り崩して、減税に充てるという対応をされました。そういう対応の決断に至った経過も含めて、この状況をどのようにお考えになっているのか、改めてお伺いをしたいというふうに思います。わかりましたか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 数字的な問題は担当課長から申しますが、実は、被保険者は減少の一途をたどっていますね、事実上、人口は減っています。しかし、医療費は増嵩の一途をたどっている。当然、そのまま会計年度でやると、保険料は上がります。それでは、とても、今、この数字を見て、高齢者社会と医療費の増嵩とでは耐えられない。じゃ、どうすればということで、いわゆる繰出金の3,000万円かなと、1,000万円を足して4,000万円だっけか、あれ、3,000万円か。それで税の軽減を図ろうということで、国保運協にもお願いをし、そしてやった結果が前年の税額よりは全部下がりました。基金、積立金等々を入れた結果、下がったということですよ。それを入れなければ全くどうしようもないと。

これからも、その傾向は続くんだろうと思うんです。ただし、続くからどうなんだといえ、これは、じゃ、その予防策としては何なんだという、やっぱり医者にかからない健康な体をつくる生活をする、そして医療費を減らすに尽きるんだと思うんです。

だから、その辺のその啓蒙あるいは健康管理等は、保健センターが真剣になって今、保健師の先生方が取り組んでくれています。それでも、なおかつ重病患者が出ると治療費は上がるという繰り返しになります。その健康管理にどう力点を置いて、みんな健康になって、入退院を繰り返すことのないような生活をしてもらうかということが、最大の鍵なんだなと思っていますので、この辺になお一層努力をしていきたいなというふうに思っています。

その健康指導、だから、暮らしの便利帳等々をよく町民の皆さん方に理解していただくと、ああ、私もかということが実感としてわかってくるんだろうと思っています。最善の努力をして、国保税の増嵩にはならないように、もしなつたときには、一般会計等、あるいは積立金等、あるいは繰出金等でどう埋め合わせをするかということが、大きな課題だなというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） おただしのありました国保税につきましては、年齢構成からしましても、6割の方が60歳以上、8割の方が200万円以下の所得だということで、もともと国保の問題点については、平均年齢が高く、平均所得が少ないところがございます。また、他の被用者保険制度の対象とならない人全て、これが対象としているという構造的な要因もありますので、また、高齢者人口の増加のみならず、雇用情勢への問題による失業者等の加入者も増加しております。そういうところが要因で、ほかの保険制度よりも1人当たりの医療費のかかる割合も多いところがございます。特に、本算定における、昨日説明しました本算定の中でも、保険税の割合が15%程度にしかすぎませんので、その他、国・県、他のあらゆる歳入を見て、歳出を抑え

て保険税を下げるようなことを検討していきたいと考えてはおりますし、また、それに伴う保健事業を含めて、頑張って対応していきたいと思っております。これは毎年そういう考えで答弁させていただいているところであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（８）３月３１日付各補正予算の専決処分は必要なものだったのかの質問を許します。

９番、上野信直君。

〔９番 上野信直君起立〕

○９番（上野信直君） 先月２７日の臨時議会に、一般会計と国保、介護保険、公共下水道、後期高齢者の４特別会計の補正予算の専決処分が提案されました。専決処分は議会の権限に属する事項について、町長が議会にかわって意思決定を行うものですから、地方自治法第１７９条で、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときなど、厳格に要件が定められております。

ところが、さきの臨時会に提出された、専決処分された補正予算の内容をよく見てみると、議会を招集する時間がないため、緊急に処分しなければならない事柄だとは思えないものがほとんどであります。これらは、決算で明らかにすれば十分でした。

これまで、こうした整理予算の専決処分が当然のように提案されていたので、採決ではあえて反対せず、賛成しましたが、専決処分の要件に照らせば疑問であります。さらに、職員がこれらの補正予算書をつくる時間と労力は無駄であり、本来の仕事に振り向けさせるべきではないでしょうか。毎年、３月３１日付で行われてきた整理予算の専決処分は、本当に専決処分しなければならないものに限定し、整理予算などの慣例は今後、改めるべきではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） お答えをいたします。

３月３１日付の各補正予算の専決処分につきましては、予算の管理上、歳入については、特に国・県支出金、歳出については、予算額に対して不用残が生じるもの等について、それぞれ補正を行ってきました。３月３１日付での予算の補正を行うことは、常に予算の執行状況を管理していくこと、また、不用残が生じる場合は、基金への積み立て等を行い、予算を適正に執行することなどから、必要であると考えているところでございまして、提案をいたしました。

○議長（円谷忠吉君） ９番、上野信直君。

○９番（上野信直君） 従来からそういうお考えでなされてきたんでしょうけれども、でも、専決処分の法律で決められた要件に照らせば、臨時議会を招集する時間的な余裕がないなんていうことは、これはないわけです。３月３１日に臨時議会を招集することは、これは毎年これは可能でありますよね。ですから、厳格に言えば、これは専決処分の要件には、法律が定めた要件には、要件は満たしていない。私は、大きな市のところの職員さんにお話を聞いたらば、そういうことはやっていないと言うんですね。そんなことはやる必要はない。９月の決算のときに議会に出せば、それで十分じゃないか。わざわざ３月３１日に、何で一旦締める必要があるんですかということなんです。内部で、今のその歳入歳出の状況がどうであるのかというのを把握したいので

あれば、それはそういうことを内部でやってもいいでしょうけれども、専決処分する理由にはならないと思います。ですから、これは法律の要件にも合っていないし、こういう無駄な仕事を職員さんが時間をかけてやるというのは、これはもったいない話だと思うので、これは改めることはできるし、改めるべきだというふう思うんですね。これは、初めて取り上げた問題ですので、今後、内部でよく検討していただきたいというふう思うんですがいかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 来年度、今年度の3月31日ですか、に、同じような問題が発生する場合がありますね。検討します。

○議長（円谷忠吉君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時59分